豊明市一般廃棄物処理基本計画 (_案)

2024 年●月 豊 明 市

豊明市一般廃棄物処理基本計画 目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと役割	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画対象地域	3
第5節 計画の範囲	3
第2章 ごみ処理に関する現況	4
第1節 ごみ排出の現況	4
1. ごみの発生・排出に関する定義	4
2. ごみの分別種類	5
3. ごみ処理フロー	6
4. ごみ排出量の実績	8
第2節 ごみの性状	14
1. ごみ質分析結果	14
2. ごみ組成調査結果	15
第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況	18
1. 発生排出抑制・再利用の取組	18
2. 発生排出抑制・再利用の実績	21
第4節 収集運搬の状況	29
1. 計画収集区域	29
2. 収集運搬システム	30
第5節 中間処理の状況	31
1. 中間処理施設の概要	31
2. 焼却処理	32
3. 焼却以外の中間処理	33
第6節 最終処分の状況	34
1. 最終処分施設の概要	34
2. 最終処分	35
第7節 ごみ処理体制の状況	36
1. 運営管理体制	36
2. ごみ処理費用	38
第8節 関係市町村等の動向	39
第3章 ごみ処理に関する課題の整理	40
第1節 ごみ処理の現況評価	40
1 前期計画の日標達成状況	40

2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況	42
3. 施策の実施状況及び現時点での評価	43
4. 類似市町村との比較評価	46
第2節 ごみ処理に関する課題の抽出	47
1. 発生抑制・資源化に関する課題	47
2. 収集運搬に関する課題	48
3. 中間処理・最終処分に関する課題	48
第4章 ごみ排出量の将来予測	49
第1節 人口推計	49
第2節 ごみ排出量推計	50
1. 家庭系ごみ排出量(原単位)	50
2. 事業系ごみ排出量	 51
3. 総排出量	52
第5章 ごみ処理基本計画	53
第1節 基本理念及び基本方針	53
1. 基本理念	53
2. 基本方針	53
3. 市民·事業者·行政の役割分担	54
第2節 計画の数値目標	55
1. 数値目標の設定	55
2. 数値目標の設定根拠	56
3. 数値目標達成時の本市の姿	57
第3節 目標達成に向けた施策	59
1. 施策の体系	59
2. 具体的な施策	60
3. 将来の処理主体とごみ処理フロー	68
第4節 計画の推進	70

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

豊明市(以下「本市」という。)では、2014 年 3 月に「豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前期計画」という。)」を策定し、3R を推進する資源循環社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

前期計画の計画期間は、ごみの総量、1人1日当たり排出量はともに減少傾向で推移してきており、 前期計画の数値目標である1人1日当たりごみ排出量(家庭系及び事業系)や最終処分量については、 目標達成の見込みとなっています。これには本市が進めてきたごみの分別回収、資源回収事業や生 ごみ堆肥化事業等のごみ減量化・資源化施策の効果であると考えられます。一方、資源回収率については、目標達成は困難と考えられますが、これには資源として回収される紙類の流通量の減少や民間資源回収ステーションの増加など、近年の社会情勢の変化も大きく関係しており、今後のごみと資源の収集・運搬のあり方を検討する必要が生じています。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定(2018年6月)」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(2019年10月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(2022年4月)など、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環の実現に向けて、これまでより一層の取組が必要となってきています。

本計画は、こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向けて、今後10年間の本市の廃棄物に対する基本的な方向性を示し、循環型社会の形成に向けて必要となる施策を着実に推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定された一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図 1-1に示します。

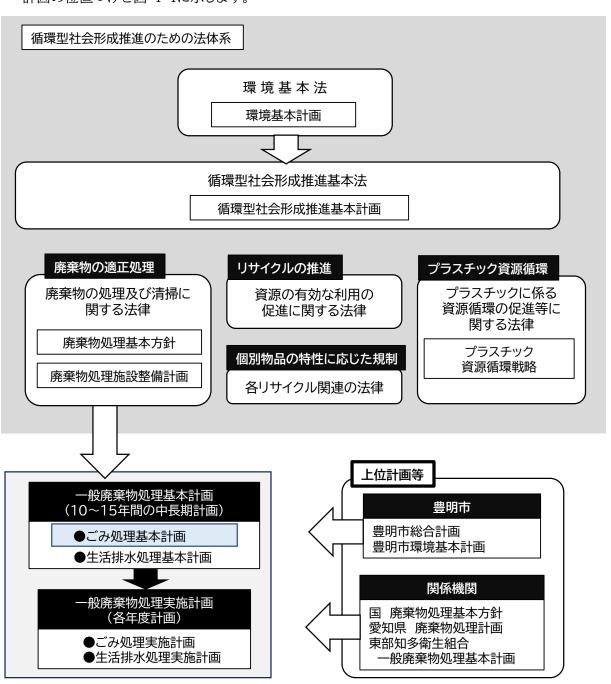


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度を初年度とし、2033 年度を計画目標年次とする 10 年間とします。 なお、本計画は計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとしま す。

第4節 計画対象地域

計画対象地域は本市全域とします。

第5節 計画の範囲

計画の対象は、図 1-2の太枠の範囲内に示す一般廃棄物(ごみ)とします。

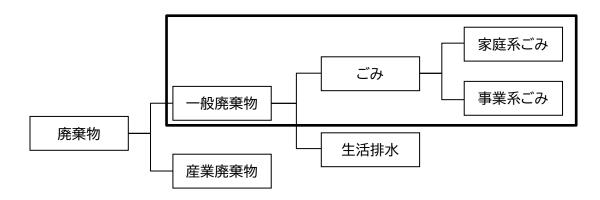


図 1-2 計画の範囲

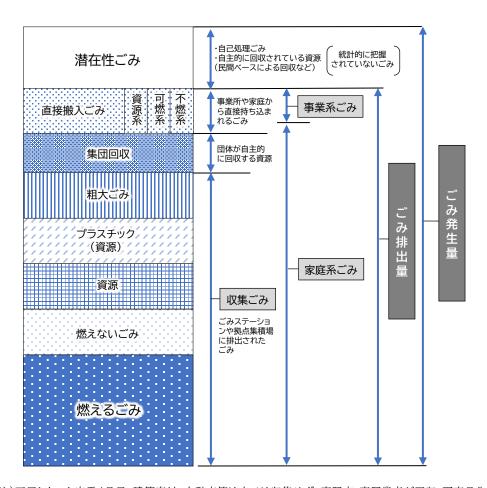
第2章 ごみ処理に関する現況

第1節 ごみ排出の現況

1. ごみの発生・排出に関する定義

図 2-1にごみの発生・排出に関する定義を示します。本計画では、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、住民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物を「ごみ発生量」とし、その中で、自主的な資源回収や自己処理されているごみ(潜在性ごみ)を除いた量、すなわち統計的に把握されている量を「ごみ排出量」とします。

排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、市が収集したごみを「収集 ごみ」(資源回収団体が自主的に回収するごみを除く)とします。また、事業所などから直接搬入さ れたものを「事業系ごみ」とします。



注)不用となった家電4品目、建築廃材、自動車等は市では収集せず、専門店・専門業者が回収・再商品化

図 2-1 ごみの発生・排出に関する定義

2. ごみの分別種類

現在のごみの分別区分を表 2-1に示します。

表 2-1 ごみの分別区分

種類	分類および対象品目例	収集方法
	■紙製品(ちり紙くずなど)	
	■履き物・ゴム製品	7- N. N1-A
燃えるごみ	■木・竹類(長さ 60 cm、太さ 10 cm未満に切る)	ステーション方式
	■じゅうたん・布団類(60 cm未満に束ねる)	週2回
	■台所ごみ(生ごみ、貝がら)	
	■ガラス製品(鏡、蛍光灯など)	
 燃えないごみ	■金属製品(傘、刃物類など)	ステーション方式
然えないこみ	■電化製品(大きさが 60 cm未満のもの)	月1回
	■陶磁器類	
	■プラスチック製品(大きさが 60 cm未満のもの)	
プラスチック	※プラマークがついているもの	ステーション方式
(資源)	■ボトル類 ■カップ・パック類 ■トレイ類	週1回
	■ポリ袋類 ■緩衝材類(発泡スチロールなど)	
	■紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パッ	■行政回収
	ク、紙製容器包装)	ステーション方式
	■衣類・布類(かばん、ベルト、帽子、財布、ダウン	月1~2回
	ジャケットを含む)	■集団回収(子ども会等)
	■金属類(スチール類、アルミ類、スプレー缶・カセ	■拠点回収
	ットボンベ)	①清掃事務所
	■ビン類(有料ビン、カレット)	②㈱中西
資源	■ペットボトル	③市役所駐車場
貝伽	■廃乾電池	(第2·4日曜日)
	■使用済小型家電(電気、又は電池で動く小型の	■拠点回収(上記3か所)
	電化製品や、電子機器・電子レンジ・石油ストー	
	ブ・ファンヒーターなど)・パソコン	
	■羽毛ふとん(ダウンの割合が 50%以上)	■清掃事務所
	■小型充電式電池(ニカド電池、リチウムイオン	■市環境課窓口
	電池、ニッケル水素電池)	■清掃事務所
		■市内リサイクル協力拠点
	※縦・横・高さのいずれか1辺の長さが 60 cm以上	戸別収集
粗大ごみ	のもの(家具、寝具、建具、楽器など)	(清掃事務所に電話による
/III/ (CV)	※大きさにかかわらず粗大ごみとなるもの(オイル	申込み要)
	ヒーター・物干し台など)	毎週水曜日

3. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー(ごみや資源の流れ)を図 2-2に示します。

○燃えるごみ

家庭及び事業所(公共施設含む)から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で、事業所から排出されるものは許可業者による収集もしくは直接搬入で、東部知多クリーンセンターへ搬入し、焼却処理します。

○燃えないごみ

家庭及び事業所(公共施設含む)から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で東部知多クリーンセンターへ搬入し、破砕処理します。なお、破砕処理後、焼却・埋立・再資源化するものに選別しています。

事業所から排出されるものは事業者自らの責務として許可業者による収集及び処分を義務としています。

○資源・プラスチック

家庭から排出されるものについて、ステーション方式による収集で回収しており、各種リサイクル業者に搬入し、資源化しています。紙製容器包装、プラスチック、ペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じた指定法人ルートにより資源化しています。 なお、資源は回収量に応じて区・町内会に奨励金(資源売却金額を含む)を交付しています。

○粗大ごみ

各家庭からの申込みに応じて戸別収集しています。

可燃性粗大は、燃えるごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて焼却処理します。

不燃性粗大は、燃えないごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて破砕処理します。

粗大回収金属は、リサイクル業者へ搬入し、資源化しています。

○資源化事業

子ども会において、紙類、布類の集団回収を実施しています。また資源を直接持ち込める拠点を 市内に3箇所設置しており、2008 年度から廃食用油の回収を、2012 年度からは小型家電の拠 点回収を、2013 年度からはパソコンの拠点回収を、2019 年度からは小型充電式電池、羽毛ふと ん(ダウンの割合 50%以上)の拠点回収をそれぞれ開始しています。また、市役所環境課前にてイ ンクカートリッジの回収ボックスを設けています。

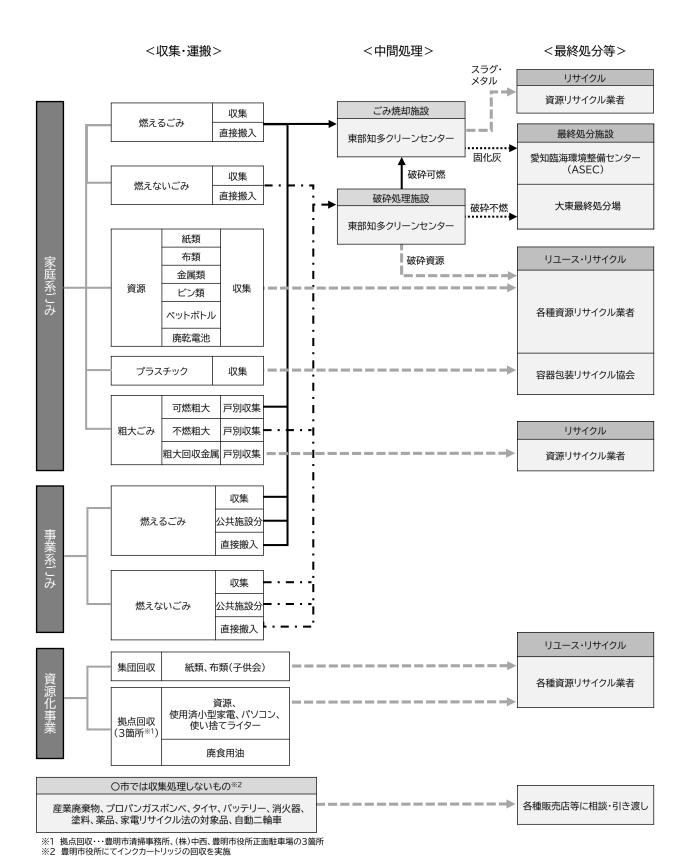


図 2-2 ごみ処理フロー

4. ごみ排出量の実績

(1)種類別排出量

本市のごみ排出量の実績を図 2-3、表 2-2に示します。2022 年度のごみ総排出量は 17,674t です。ごみの種類別では、燃えるごみが最も多く 14,144t(80%)、次に資源が 2,257t (13%)、プラスチック(2022 年 10 月まではプラスチック製容器包装。以下同様に表記。)が 732t (4%)、燃えないごみが 357t(2%)、粗大ごみが 119t(0.7%)、使用済小型家電が 64t(0.5%)の順となっています。

経年変化を見ると、燃えないごみと資源は減少傾向にあり、粗大ごみと使用済小型家電は増加 しています。

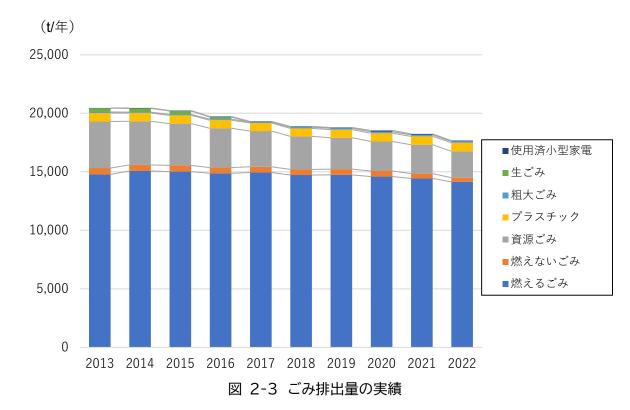


表 2-2 ごみ排出量の実績

年度	燃えるご み(t)	燃えない ごみ(t)	資源(t)	プラスチ ック(t)	粗大ごみ (t)	生ごみ (t)	使用済小 型家電 (t)	合計 (t)
2013	14,783	537	3,989	714	83	322	26	20,454
2014	15,075	512	3,726	710	79	313	40	20,454
2015	15,019	527	3,572	706	74	294	36	20,229
2016	14,873	489	3,352	698	83	180	47	19,722
2017	14,937	490	3,050	686	90	ı	47	19,300
2018	14,723	485	2,822	680	101	I	66	18,876
2019	14,742	487	2,682	694	112	-	73	18,790
2020	14,593	481	2,518	706	134	-	102	18,534
2021	14,426	423	2,458	717	130		80	18,235
2022	14,144	357	2,257	732	119	_	64	17,674

注 1)2022 年 10 月からプラスチック一括回収を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に回収している。注 2)2016 年 12 月で生ごみの分別回収は終了した。

(2)排出形態別排出量

ごみの排出形態別排出量を図 2-4、表 2-3に示します。2022 年度における家庭系ごみは 14,907t(84%)、事業系ごみは 2,767t(16%)です。

経年変化を見ると、家庭系ごみと事業系ごみの構成割合はほぼ一定の割合になっており、本市 のごみは家庭系ごみが約 85%を占めています。

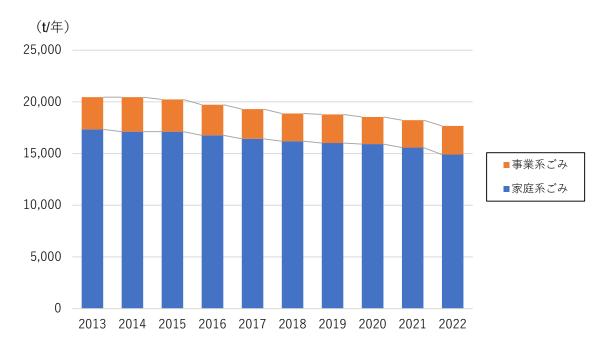


図 2-4 ごみ排出形態別排出量の推移

家庭系ごみ 事業系ごみ 合計 家庭系:事業系 年度 (t) (t) (t) 構成割合 17,339 3,115 20,454 85:15 2013 $20,45\overline{5}$ 2014 17,114 3,341 84:16 17,123 3,106 20,229 85:15 2015 16,759 2,963 19,722 85:15 2016 16,423 2,877 19,300 85:15 2017 16,198 2,679 18,877 86:14 2018 2019 16,023 2,768 18,791 85:15 15,921 2,613 18,534 86:14 2020 15,582 2,653 18,235 85:15 2021 14,907 2,767 17,674 84:16 2022

表 2-3 ごみ排出形態別排出量の推移

(3) 収集形態別排出量

ごみの収集形態別排出量を図 2-5、表 2-4に示します。2022 年度における収集ごみは 16,429t(93%)、東部知多クリーンセンターへの直接搬入ごみは 1,245t(7%)です。

経年変化を見ると、収集ごみと直接搬入ごみの構成割合はほぼ一定の割合になっており、2022 年度では収集ごみが約 93%を占めています。

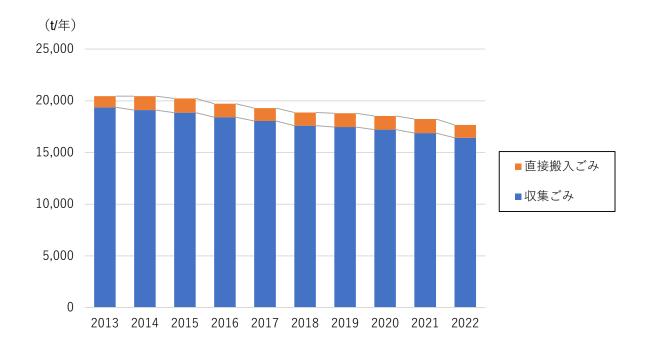


図 2-5 ごみ収集形態別排出量の推移

直接搬入 収集:直接搬入 年度 収集ごみ(t) 合計(t) ごみ(t) 構成割合 19,367 20,454 2013 1,088 95:5 19,100 1,355 20,455 94:6 2014 20,229 2015 18,849 1,380 94:6 18,413 1,309 19,722 94:6 2016 18,057 1,243 19,300 94:6 2017 17,603 1,274 18,877 93:7 2018 17,466 1,325 18,791 93:7 2019 17,209 1,324 18,534 93:7 2020 16,877 18,235 93:7 2021 1,357 16,429 1,245 17,674 93:7 2022

表 2-4 ごみ収集形態別排出量の推移

注1)収集ごみには集団回収を含む。

注2)直接搬入ごみには公共施設排出量を含む。

(4)ごみ排出量原単位

本市のごみ排出量原単位(一人一日あたりのごみ排出量)の実績を図 2-6、表 2-5に示します。 本市のごみ排出量原単位(集団回収含む)は 2021 年度は 737g/人・日、2022 年度は 707g/人・日であり、2021 年度の県平均 877g/人・日(集団回収含む)をいずれも下回っています。

経年変化を見ると、家庭系原単位、ごみ総排出量原単位いずれも減少の傾向となっており、排出抑制が進んでいますが、これは県内及び全国的な傾向と同様です。

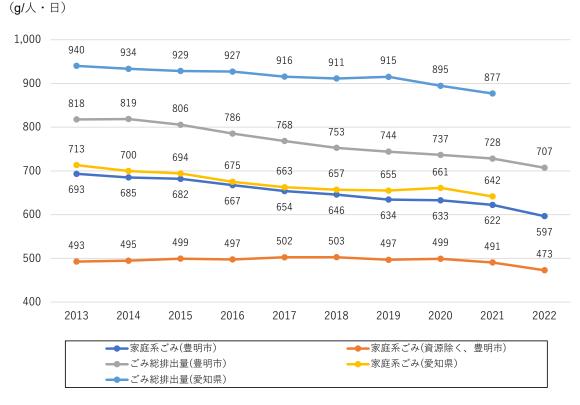


図 2-6 ごみ排出量原単位の実績

豊明市 愛知県 年度 家庭系ごみ 家庭系ごみ ごみ総排出量 家庭系ごみ ごみ総排出量 (資源除く) 原単位 原単位 原単位 原単位 原単位 (g/人·日) (g/人·日) (g/人·日) (g/人·日) (g/人·日)

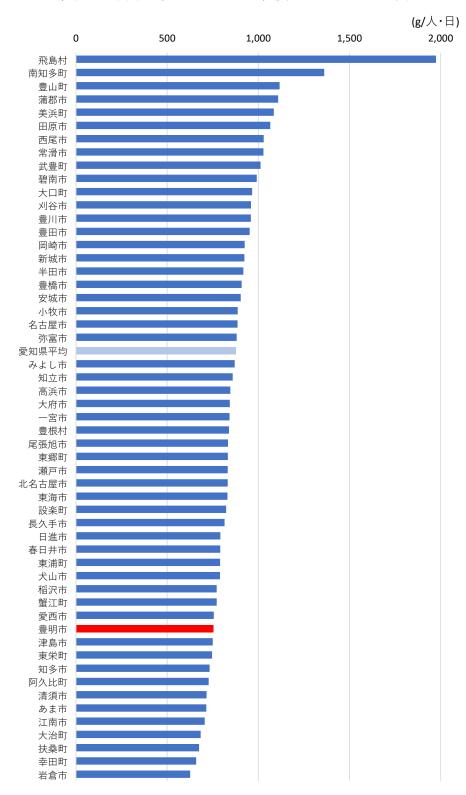
表 2-5 ごみ排出量原単位の実績

出典)愛知県:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

注1)家庭系ごみ量、ごみ総排出雨量には集団回収量も含む。

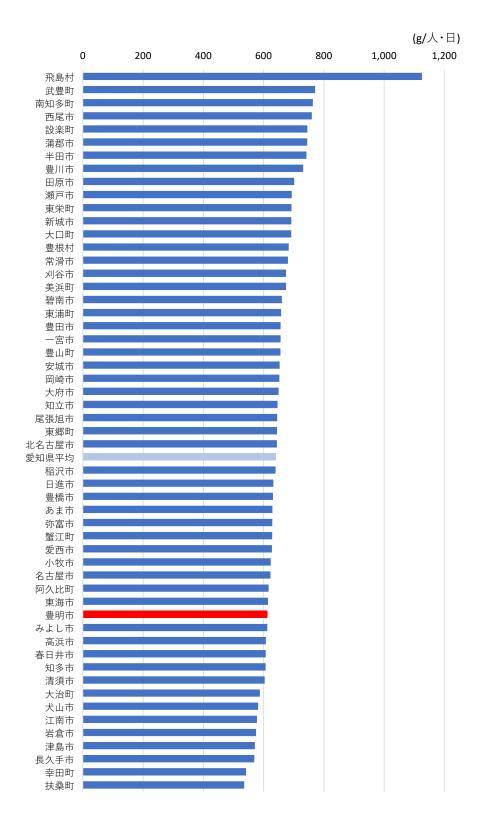
(5)ごみ排出量原単位の他都市との比較

2021 年度のごみ排出量原単位(集団回収含む)及び家庭系ごみ排出量原単位について、県内 他都市との比較を図 2-7及び図 2-8に示します。本市のごみ排出量原単位及び家庭系ごみ排出 量原単位は、ともに県平均を下回り、低い方から 1/4 程度のレベルにあります。



出典)一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

図 2-7 ごみ排出量原単位(全体)



出典) 一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成 図 2-8 ごみ排出量原単位(生活系)

第2節 ごみの性状

1. ごみ質分析結果

2022 年度の東部知多衛生組合におけるごみ質分析結果を表 2-6、図 2-9に示します。 低位発熱量は平均 8,578kJ/kg、ごみの三成分(平均値)は水分 51.1%、可燃分 44.4%、灰分 4.5%となっています。

可燃ごみ中の組成は紙・布類が最も多く43%、次いでちゅう芥類が24%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が23%の順となっています。

	項目	単位	最小	平均	最大
低位発熱量		kJ/kg	6,520	8,578	11,380
三成分	水分	%	41.9	51.1	60.3
	灰分	%	2.8	4.5	8.5
	可燃分	%	36.8	44.4	54.8
単位体積重量		t/m³	84.0	139.1	201.0
種類別組成	紙·布類	%	28.1	43.4	58.5
(乾ベース)	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	12.9	22.6	33.1
	木・竹・わら類	%	2.3	6.8	23.8
	ちゅう芥類	%	13.1	24.2	39.1
	不燃物類	%	0.3	2.7	7.5
	その他	%	0.0	0.3	1.0

表 2-6 可燃ごみのごみ質分析結果(2022年度)

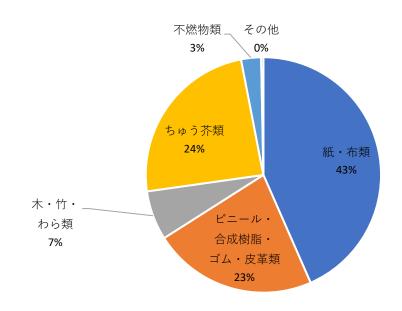


図 2-9 可燃ごみの種類別組成

2. ごみ組成調査結果

本市では毎年、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチックの組成調査を、年1回地区を変えて実施しています。過去5年間の燃えるごみの組成を図 2-10、表 2-7に示します。2022 年度における燃えるごみの組成割合は、「燃えるごみ」が最も多く 86.3%を占めているものの、資源化が可能な手をつけている生ごみが全体の 30.6%を占め、高くなっています。また、資源として分類されるものも 13.5%含まれていますが、経年的に減少傾向にあります。

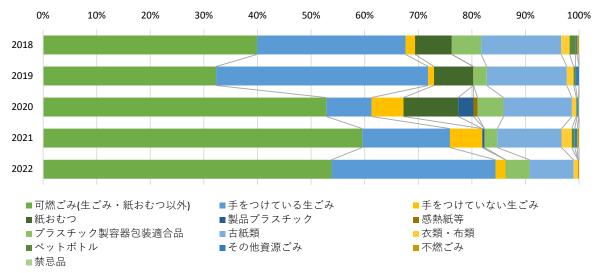


図 2-10 燃えるごみの組成調査結果の推移

表 2-7 燃えるごみの組成調査結果の推移

		20	18	20	19	20	20	20	21	20	22
	分類\年度	落台	区	大久	伝区	間米	长区	大脑	3区	大机	艮区
	万 類 \ 中及	重量	重量比								
		(kg)	(%)								
	可燃ごみ(生ごみ・紙おむつ以外)	43.0	39.9	53.0	32.3	101.1	52.8	108.8	59.6	82.0	53.8
	手をつけている生ごみ	29.9	27.7	65.0	39.6	16.2	8.4	29.9	16.4	46.6	30.6
Litely to use	手をつけていない生ごみ	1.9	1.8	1.8	1.1	11.4	6.0	11.0	6.0	2.9	1.9
燃える ごみ	紙おむつ	7.4	6.9	12.0	7.3	19.5	10.2				_
CV	製品プラスチック			_		5.5	2.8	0.7	0.4	*	*
	感熱紙等	_	_	0.2	0.1	1.5	0.8	_	_	_	_
	小計	82.2	76.3	132.0	80.3	155.1	81.1	150.3	82.3	131.4	86.3
	プラスチック製容器包装適合品	5.9	5.5	4.0	2.4	9.3	4.8	4.4	2.4	6.9	4.5
	雑誌·雑紙	7.1	6.6	14.2	8.6	14.3	7.5	13.5	7.4	4.9	3.2
	紙製容器包装	4.1	3.8	6.0	3.6	6.2	3.2	4.2	2.3	6.3	4.1
	新聞	2.7	2.5	1.9	1.2	1.5	0.8	1.1	0.6	0.8	0.5
	衣類·布類	1.7	1.6	2.1	1.3	1.6	0.8	3.5	1.9	1.2	0.8
	ダンボール	1.4	1.3	1.6	1.0	1.5	0.8	2.2	1.2	0.0	0.0
	ペットボトル	1.2	1.1	0.6	0.4	0.3	0.2	1.1	0.6	0.0	0.0
資源	牛乳パック	0.8	0.7	0.9	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	0.6	0.4
	ビン	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5	0.3	0.0	0.0
	アルミ	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0
	スチール	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0
	スプレー缶・カセットボンベ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	乾電池	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃食用油	_	_	0.7	0.4	_	_	_	_	_	_
	小計	25.2	23.4	32.3	19.6	36.0	18.8	31.6	17.3	20.6	13.5
燃えない		0.4	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.7	0.4	0.4	0.2
禁忌品	ライター・カミソリ	_	_	_	_	0.1	0.1	_	_	_	_
	合 計	107.8	100.0	164.3	100.0	191.3	100.0	182.6	100.0	152.3	100.0

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度における製品プラスチックの数値は「プラスチック製容器包装適合品」の数値に含める。

過去5年間の燃えないごみの組成を図 2-11、表 2-8に示します。2022 年度における燃えないごみの組成割合は「燃えないごみ」が最も高く 75.6%を占めています。燃えないごみの 21.6% を占める電化製品のうち、小型家電は 2012 年度より資源として回収していることから、対象品の分別促進が必要となります。全体的には燃えないごみの中に、スチール、アルミ等資源として回収できるものがまだまだ含まれており、また、燃えるごみとして分別されるべきものも含まれています。

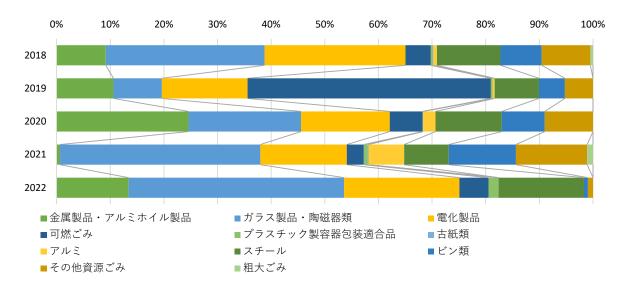


図 2-11 燃えないごみの組成調査結果の推移

表 2-8 燃えないごみの組成調査結果の推移

				_0,001							
分類∖年度		2018		2019		2020		2021		2022	
		大机	艮区	坂音	区	阿里	予区	落台	区	桶狭間区	
	分類\年度		重量比	重量	重量比	重量	重量比	重量	重量比	重量	重量比
		(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)
	金属製品・アルミホイル製品	18.8	9.9	18.0	10.8	49.0	26.7	0.6	0.7	14.4	13.5
燃えない	ガラス製品・陶磁器類	60.8	32.1	15.3	9.2	41.8	22.8	32.8	41.8	42.9	40.4
ごみ	電化製品	53.9	28.5	27.1	16.2	33.0	18.0	14.2	18.0	23.0	21.6
	小計	133.5	70.5	60.4	36.2	123.8	67.4	47.5	60.5	80.2	75.6
	燃えるごみ(生ごみ・プラスチック以 外)	8.7	4.6	16.6	9.9	6.6	3.6	2.2	2.8	5.8	5.5
燃える	生ごみ	1.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ごみ	プラスチック			_	_	5.6	3.1	0.6	0.8	*	*
	小計	9.7	5.1	77.0	46.1	12.2	6.6	2.8	3.6	5.8	5.5
	プラスチック製容器包装適合品	0.6	0.3	0.6	0.4	0.1	0.1	0.6	0.8	2.0	1.9
	紙製容器包装	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0
	牛乳パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	衣類·布類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
次海	アルミ	1.4	0.7	0.6	0.4	4.6	2.5	5.9	7.5	0.0	0.0
資源	スチール	24.3	12.8	14.0	8.4	24.6	13.4	7.3	9.3	17.0	16.0
	ビン(飲料用以外)	0.9	0.5	2.8	1.7	0.6	0.3	10.4	13.2	0.2	0.2
	ビン(飲食用)	14.9	7.9	5.4	3.2	15.4	8.4	0.7	0.8	0.6	0.6
	乾電池	1.1	0.6	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1
	スプレー缶・ガスボンベ	1.7	0.9	0.5	0.3	1.6	0.9	0.7	0.8	0.1	0.1
	小計	45.2	23.9	24.1	14.4	47.3	25.8	25.6	32.6	20.0	18.8
粗大ごみ		1.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.2	0.0	0.0
禁忌品	ライター・カミソリ・電子たばこ・点火 棒・ボタン電池	_	_	5.4	3.2	0.3	0.2	1.7	2.1	0.2	0.1
	合計 佐藤 ト 2 制 ロ ポニュイ カの 次 酒 /	189.4	100.0	166.9							

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度におけるプラスチックの数値は「プラスチック製容器包装適合品」の数値に含める。

過去5年間のプラスチックの組成を図 2-12、表 2-9に示します。

2022 年度におけるプラスチックの組成割合はプラスチックが最も高く、90.2%を占めていますが、残りの1割程は不適合品であり、汚れが付着しているため可燃ごみとなるプラスチック製容器包装や分類区分が違う資源等が含まれています。

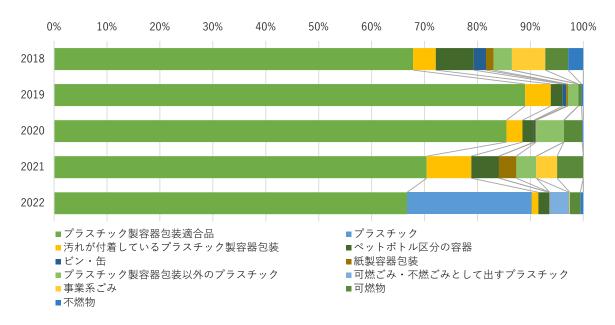


図 2-12 プラスチックの組成調査結果の推移

表 2-9 プラスチックの組成調査結果の推移

	2018		20	2019		2020		2021		22
分類\年度	東沓	掛区	舘区		ゆたか台区		勅使台区		舘区	
万 規 \	重量	重量比	重量	重量比	重量	重量比	重量	重量比	重量	重量比
	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)
プラスチック製容器包装適合品	23.6	67.8	27.5	89.0	39.4	85.5	52.6	70.4	_	I
プラスチック	-	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	63.3	90.2
汚れが付着しているプラスチック製容 器包装	1.5	4.3	1.5	4.9	1.4	3.0	6.3	8.4	0.9	1.3
ペットボトル区分の容器	2.5	7.2	0.7	2.3	1.0	2.2	3.9	5.2	1.4	2.0
ビン・缶	0.8	2.3	0.2	0.6	0.1	0.2	_	_	_	_
紙製容器包装	0.5	1.4	0.1	0.3	0.1	0.2	2.5	3.3	0.1	0.1
プラスチック製容器包装以外のプラス チック	1.2	3.4	0.6	1.9	2.4	5.2	2.8	3.7	_	_
可燃ごみ・不燃ごみとして出すプラス チック	_	_	_	-	_	-	-	_	2.6	3.6
ごみ	2.2	6.3	_	_	_	_	3.0	3.9	0.1	0.1
可燃物	1.5	4.3	0.2	0.6	1.6	3.5	3.7	5.0	1.4	2.0
不燃物	1.0	2.9	0.1	0.3	0.1	0.2	_	_	0.4	0.6
禁忌品	カミソ	リ1本		_	_	_	_	_	_	_
合 計	34.8	100.0	30.9	100.0	46.1	100.0	74.7	100.0	70.2	100.0

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度は「プラスチック」及び「可燃ごみ・不燃ごみとして出すプラスチック」の区分を新設して整理した。

第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況

1. 発生排出抑制・再利用の取組

ごみの発生排出抑制及び資源化のための主な取組を表 2-10に示します。

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
資源回収奨励交付金の交付	1978年4月	回収量に応じ各種団体に交付
資源回収事業モデル地区開始	1978年7月	モデル地区(前後地区)を作り、8 月から 実施
530(ごみゼロ)運動実施	1979年5月	年 2 回(5 月末、秋)(現在は年 1 回(5 月末))
家庭系一般廃棄物収集一部委託開始 (豊明団地)	1981年	
廃乾電池分別収集開始	1985 年	委託処分
生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入者への補助	1986年4月	1 世帯上限 3,000 円 (2005 年度をもって廃止)
くうかん鳥による空き缶回収事業開始	1992年2月	補助券を交付し記念品と交換 2002 年 3 月末廃止
クリーンセンター見学会	1992年	小学 4 年生全員を対象に実施
豊明市廃棄物の処理及び清掃に関す る条例同規則制定	1993年3月	
EM ボカシ無料配布	1993年6月	もみ殻米ぬか糖蜜に EM 菌(有効微生物群)を混ぜ合わせて乾燥発酵させたものを市内6ヶ所で無料配布(現在は4ヶ所)
豊明市空き缶等のごみポイ捨て及び ふん害の防止に関する条例、同規則 制定	1996年12月	
ペットボトル分別収集開始	1997年4月	1997 年4月容器包装リサイクル法施行
「ごみの分け方・出し方」パンフレット作成	//	
廃棄物減量等推進員制度開始	//	各町内 2 名の推進員を委嘱(任期 2 年間)(2012 年度末をもって廃止)
粗大ごみ戸別有料収集開始	1997年7月	
リサイクル家具の無料配布を開始	1997年11月	(2005 年度をもって廃止)
生ごみ堆肥化事業委託	1998年	モデル地域(豊明団地の一部)で開始~ 2001 年度も同様、堆肥無料配布を年2 回
生ごみ堆肥化事業モデル地区設定	1999年	豊明団地・中ノ坪北・社町内会にて開始
指定ごみ袋制度実施	1999年7月	燃えるごみ、燃えないごみ 12 月に完全 実施
生ごみ処理機及びその他堆肥化容器 (ボカシ容器等)購入補助	2000年4月	生ごみ処理機:購入費の 1/2 上限 25,000円、その他堆肥化容器:購入費 の1/2 上限 3,000円(2005年度をもって廃止)
生ごみ堆肥配布開始	//	(2007 年度をもって廃止)
資源直接搬入施設設置	2001年4月	市内に2ヶ所設置
家電4品目を粗大ごみの対象から除 外	<i>"</i>	2001 年4月家電リサイクル法施行
プラスチック製容器包装指定ごみ袋制 度開始	2001年10月	
紙製容器包装類分別収集開始	//	月 1、2 回

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組(つづき)

ごみ減量化の状況	開始時期	内容
プラスチック製容器包装ごみ分別開	2001年10月	月2回
始	, , , ,	
不燃ごみ収集回数変更	//	週1回から月2回に変更
プラスチック製容器包装ごみ収集回数変更	2002年4月	週1回
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	2003年2月	三崎全区の追加
紙製容器包装を指定法人ルートの回 収に変更	2003年4月	
パソコンを粗大ごみの対象から除外	2003年10月	2003 年 10 月 資源有効利用促進法一部改正
電気冷蔵庫が家電リサイクル法の対 象品目に変更	2004 年4月	
市役所日曜日資源回収ステーションを開設	2005年4月	第2、第4日曜日
アダプトプログラム [*] の実施	2005年10月	アダプトプログラム実施要綱の制定
豊明市沓掛堆肥センター完成	2006年3月	4月1日~稼働、 生ごみ処理機の補助廃止
事業系資源拠点回収開始	2006年11月	第2、第4水曜日(市商工会館)
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	2007年2月	豊明団地 21 棟分
とよあけ Eco 堆肥販売開始	2007年7月	
廃食用油リサイクル装置購入	2007年9月	
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	2007年10月	ゆたか台区、坂部区、前後区
家庭系廃食用油の回収を開始	2008年4月	場所:豊明市清掃事務所
生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大	2008年10月	西川区、吉池区、中島区
家庭系廃食用油の回収場所の追加	2009年4月	㈱中西及び日曜日資源回収ステーション(豊明市役所駐車場)の追加
プラスチック製容器包装の直接持込場 所を設置	2010年12月	㈱中西
使い捨てライターの回収ボックスを設 置	2011年1月	豊明市清掃事務所
インクカートリッジの回収ボックスを設 置	2011年3月	市役所環境課前
使用済小型家電の回収を開始	2012 年4月	豊明市清掃事務所、㈱中西、及び日曜 日資源回収ステーション 2013 年 6 月~パソコン回収も開始
廃棄物減量等推進員制度廃止	2013年3月	
学校給食の調理くず及び残さいの試 験的堆肥化開始	2013年4月	
豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計 画策定	2014年3月	
生ごみ堆肥化促進容器等(コンポスト 及びバケツ)購入費一部補助制度開 始	2014年4月	
宅配便を活用した使用済み小型家電 の回収事業を開始	2014年12月	
生ごみ堆肥化推進地区の生ごみ分別回収終了	2016年12月	
生ごみ堆肥化推進事業終了	2017年3月	
かばん、ベルト、帽子、ダウンジャケット、財布を資源の衣類・布類として回収 を開始	2018年4月	
豊明市食べ残しゼロ推進店制度を開 始	2018年8月	

[※]アダプトプログラム:市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組(つづき)

ごみ減量化の状況	開始時期	内容					
豊明市家庭系ごみ減量化実施計画策定	2019年3月						
東部知多クリーンセンターごみ処理施 設(200t/日)竣工							
東部知多クリーンセンターの使用料を 改定 小型充電式電池の回収を開始	2019年4月	(ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケ ル水素電池)					
	2010 / - 10 F	津担事改定 がみいの割入 500/ 1/1					
羽毛ふとんの回収開始	2019年10月	清掃事務所、ダウンの割合 50%以上					
不燃ごみ収集を月2回から月1回に変 更	2020年4月						
外国語版「資源とごみの分け方・出し 方」パンフレットを作成	2020年8月	英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語 を含む 計 10 か国語に					
ごみ減量化実施計画に係る「豊明市ご み減量に関する市民説明会(中間報 告)」の開催	2021年7月	3 会場(栄小学校、豊明市文化会館、農村環境改善センター)					
生ごみ堆肥化促進容器等購入費一部 補助制度要綱改正	2021年11月	補助対象品目の拡大					
災害廃棄物仮置場設置訓練 初開催	2022年2月	勅使グラウンド					
第1回環境フェスタ開催	2022年5月	豊明市共生交流プラザ カラット					
プラスチック一括回収開始	2022年10月						
ごみ減量化実施計画に係る「豊明市ご み減量に関する市民説明会(結果報 告)」の開催	2023 年 7 月	3会場(栄小学校、農村環境改善センター、市役所ホール)					
電動生ごみ処理機補助開始	2023年10月	購入金額の 1/2 上限 20,000円					

2. 発生排出抑制・再利用の実績

(1)資源分別収集及び拠点回収

本市においては、1978 年から資源の分別収集を実施しており、資源の回収を奨励するために、 区・町内会ごとに収集量に応じて表 2-11のとおり奨励金(資源化業者への売却金額含む)を交付 しています。

また、2019 年度より小型充電式電池、羽毛ふとん(ダウン割合 50%以上)の回収を始めており、 2022 年 10 月からプラスチック製品の一括回収を実施しています。

紙類(1kg)		有料ビン	カレット(1箱)	
新聞	10円(6円)	有料ビン	5円(2円)	36円(0円)
雑誌	6円(2円)	ビールビン	8円(5円)	ペットボトル(1kg)
段ボール	9円(5円)			3円(0円)
紙容器包装	4円(0円)			廃乾電池(1本)
牛乳パック	13円(6円)	金属類	i(1kg)	1円(0円)
布類((lkg)	スチール	30円(26円)	ビールの空きケース(1箱)
衣類·布類	4円(0円)	アルミ	94円(90円)	200円(200円)

表 2-11 資源分別収集における奨励金単価(2022年度)

なお、収集日に資源を出せなかったときのために、表 2-12に示すとおり拠点回収箇所を3箇所 (豊明市清掃事務所、㈱中西、豊明市役所正面駐車場)設置しています。

この拠点回収箇所では、資源のほかに廃食用油及び使用済小型家電の回収も実施しているほか、2013年6月よりパソコンの回収も始めています。

さらに、豊明市役所環境課では、販売店の回収となっていたインクカートリッジの回収ボックスを 設け、2011 年3月より回収しています。

	回収場所	回収日時	回収品目
拠点回収	豊明市清掃事務所	月〜金 AM9:00〜PM4:00 (市役所閉庁日は除く)	○資源対象品目○廃食用油○使用済小型家電・パソコン○使い捨てライター○羽毛ふとん(ダウン割合 50%以上)○小型充電式電池
	(株)中西	月~金、第1·3土 AM8:30~PM4:00	○資源対象品目 ○廃食用油
	豊明市役所正面駐 車場	毎月第2·4日曜日 AM9:00~PM2:00	○使用済小型家電・パソコン○使い捨てライター○小型充電式電池
	明市役所環境課前 収ボックス	市役所開庁日	インクカートリッジ

表 2-12 資源拠点回収の概要

^{※()}内は奨励金のうち売却代金(4ヶ月ごとの変更による平均単価)

過去 5 年間の資源分別収集実績(拠点回収含む)を図 2-13、表 2-13に示します。 実績をみると、人口の減少もあり資源全体の排出量が減少傾向にあります。

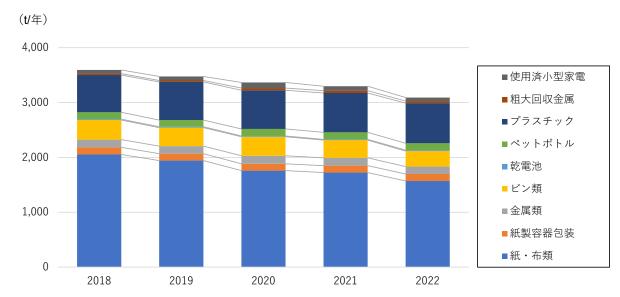


図 2-13 資源分別収集量(拠点回収含む)の推移

表 2-13 資源分別収集(拠点回収含む)の実績の推移

年度	紙·布 類(t)	紙製容 器包装 (t)	金属類 (t)	ビン類 (t)	乾電池 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック (t)	粗大回 収金属 (t)	使用済 小型家 電(t)	合計 (t)
2018	2,054	131	139	357	17	124	680	26	66	3,594
2019	1,941	126	138	338	15	123	694	27	73	3,476
2020	1,761	123	148	346	15	126	706	40	102	3,366
2021	1,723	125	143	324	14	128	717	42	80	3,297
2022	1,571	127	135	284	16	124	732	38	64	3,091

注)2022年10月からプラスチック一括回収を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に回収している。

(2)集団回収

本市においては、資源の分別収集とともに、子ども会による資源の集団回収を行っており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

2022 年度における資源の集団回収品目及び奨励金単価は表 2-14のとおりです。

紙類·布類(lkg)								
新聞	4円	紙容器包装	4円					
雑誌	4円	牛乳パック	7円					
段ボール	4円	衣類・布類	4円					

表 2-14 集団回収品目及び奨励金単価(2022年度)

また、集団回収の実績の推移を図 2-14、表 2-15に示します。 回収量、奨励金額はともに、分別収集量と同様に年々減少傾向にあります。

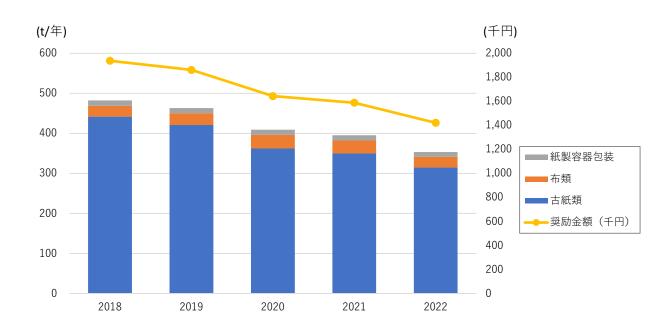


図 2-14 集団回収の実績の推移

年度	古紙類(t)	布類(t)	紙製容器包 装(t)	回収量計 (t)	奨励金額(円)
2018	442	27	13	482	1,937,489
2019	421	29	13	463	1,861,120
2020	362	34	13	409	1,643,675
2021	350	32	13	395	1,588,571
2022	314	27	12	353	1,421,083

表 2-15 集団回収の実績の推移

[※]古紙類=新聞紙+雑誌+段ボール+牛乳パック

(3)生ごみ減量化容器等購入費の一部補助

本市では、2014 年 4 月 1 日より有機循環資源推進事業及び環境保全対策として、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ減量化容器等(コンポスト及びバケツ)の購入に対し、「豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助制度」として、購入費の一部を補助しています。2023 年 10 月には同制度の要綱を一部改正し、電動生ごみ処理機に対しても補助対象を拡充しました。

補助金額は購入価格の 1/2 以内の額とし、生ごみ堆肥化容器は 3,000 円(1 世帯につき 1 基まで)、バケツ型生ごみ堆肥化容器は 1 個あたり 1,000 円(1 世帯につき 2 個まで)、電動生ごみ処理機は 20,000 円を上限としています。表 2-16に 2020~2022 年度の生ごみ堆肥化容器補助件数を示します。

年度	2020		2021		2022	
種別	件数	基数	件数	基数	件数	基数
コンポスト	15	11	31	15	- 23	14
バケツ		5		20		13

表 2-16 生ごみ堆肥化容器等補助件数(2020~2022年度)

(4)啓発事業

本市では、啓発事業として以下の取組を実施しています。

○とよあけクリーン月間の実施

毎年5月1日から 31 日までを「とよあけクリーン月間」とし、区や町内会における清掃活動で出たごみを回収するなど、地域の環境美化の啓発につながることを目的とした取組を実施しています。

○出前講座・意見交換会の実施

資源と各種ごみの分別の啓発を図るため、出前講座を実施しています。

2022 年度は市内小学校 6 校と豊明高校で資源とごみの分別の大切さや、食品ロスについての講座を行いました。また、12月に桜花学園大学においてごみ問題への関心を高めるワークショップを開催しました。

市民向けには、通年でごみ減量に関する意見交換会を行い、ごみ減量20%達成に向けた話し合いを行いました。

○広報等PR

市民の環境行政に対する理解を深めるために、「広報とよあけ」によるPRのほか、2年に1回「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布し、分別を周知しています。

また、英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語に加え、2020 年度から韓国語・インドネシア語・タイ語・ミャンマー語・スペイン語・ネパール語の計 10 カ国語での作成も行い、外国人に対しても分別の周知徹底を図っています。

また、豊明市食べ残しゼロ推進店を募り、推進店や推進店利用者に対して食品ロス削減を呼び

掛けています。

○ごみの組成調査

ごみの減量化や資源化を推進するために、家庭から出るごみの中身を調査しました。2022 年度は 9 月に桶狭間区で不燃ごみ、12 月に舘区でプラスチック、2 月に大根区で可燃ごみの調査を実施しました。また、調査地区に対して調査結果や減量方法を取りまとめたものを回覧しました。

○譲ります・譲ってくださいコーナー

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを市役所1 階市民課前に設置しています。

○EMボカシの無料配布

生ごみを発酵させ、有機肥料に変える「EMボカシ」を市内 4 カ所で無料配布しており、生ごみの減量と再資源化を促進しています。配布個数は 2022 年度で 28,680 個となっています。

(5)中間処理施設における資源回収

本市より東部知多クリーンセンターに搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び解体後の粗大ごみは、 ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設で処理し金属類を資源として回収しています。東部知多クリ ーンセンターにおける資源回収実績を図 2-15、表 2-17に示します。資源回収量は破砕量の減 少に伴い減少しており、2022 年度の資源回収率は 37%となっています。

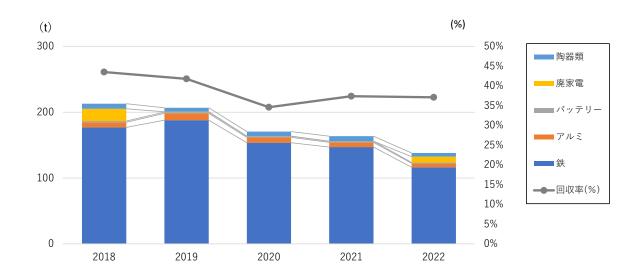


図 2-15 中間処理施設における資源回収量の実績の推移

表 2-17 中間処理施設における資源回収量の実績の推移

	破砕資源	(t)						
年度		鉄 (t)	アルミ (t)	バッテリ ー (t)	廃家電 (t)	陶器類 (t)	破砕量 (t)	回収率 (%)
2018	213	177	8	2	19	8	490	43%
2019	207	188	10	2	0	6	495	42%
2020	171	154	8	2	0	7	493	35%
2021	164	147	7	2	0	8	438	37%
2022	138	116	6	1	9	5	372	37%

注)回収率(%)=破砕資源合計(t)/破砕量(t)×100

(6)資源化量及び資源化率

資源化量の実績を図 2-16、表 2-18に示します。資源化量は減少傾向にありますが、2019 年度以降は溶融スラグ・メタルを算入することとしたため大幅に増加しており、資源化率も資源化量の推移と連動します。豊明市の資源化率を県平均の資源化率と比較すると、2018 年度の全体(事業系ごみを含む値)の資源化率を除外するといずれの年度も上回っています。

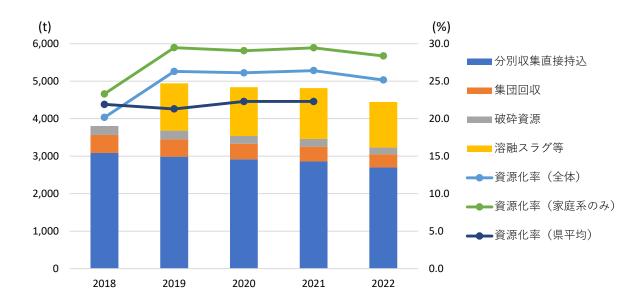


図 2-16 資源化量及び資源化率の実績

資源化率(%) 資源化量 愛知県平 年度 溶融スラ 均資源化 分別収集 家庭系の (t) 集団回収 破砕資源 全体 率(%) 直接持込 グ等 み 3,807 239 2018 3,085 482 20.2 23.3 21.9 2019 4,942 2,986 463 234 1,259 26.3 29.5 21.3 22.3 2020 4,841 2,917 409 210 1,304 26.1 29.1 2021 4,817 395 1,357 22.3 2,860 205 26.4 29.5 2022 4,447 2,700 353 176 1,218 25.2 28.4

表 2-18 資源化量及び資源化率の実績

注1)資源化率(%)=資源化量(t)/破総排出量(t)×100

注 2)資源化率(家庭系のみ)の中間処理後に資源化される破砕資源及び溶融スラグについては、ごみ総量に占める家庭系ごみの割合(2022 年度は84%)で按分した値とした。

注3)愛知県平均資源化率:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より

(7)プラスチック一括回収の効果

2022 年 10 月から開始したプラスチック一括回収に伴う資源回収量の変化について、図 2-1 7、表 2-19に示します。

プラスチック一括回収開始後の 2022 年 10 月~2023 年 3 月の 6 ヶ月間及び 2023 年 4 月 ~6 月の 3 ヶ月間の回収量を、2013 年度以降の同じ時期と比較しました。

2022年10月~2023年3月は過年度の同じ時期の平均値と比較すると7.8%、2023年4月~6月は過年度の同じ時期の平均値と比較すると5.9%増加しており、回収対象となるプラスチックの種類が拡大された効果と思われます。今後は、この傾向が継続するかどうか、注視していく必要があると考えられます。

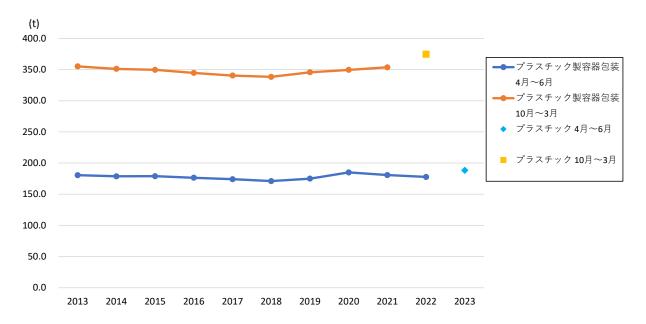


図 2-17 プラスチック一括回収による効果

集計時期	4月~	~6 月	10 月	~3 月						
分類	プラスチック製 容器包装	プラスチック	プラスチック製 容器包装	プラスチック						
2013	180.5	_	355.2	_						
2014	178.7	_	351.1	_						
2015	178.9	_	349.6	_						
2016	176.5	_	344.7	_						
2017	174.1	_	340.4	_						
2018	171.1	_	338.3	_						
2019	175.0	_	345.7	_						
2020	185.0	_	349.5	_						
2021	180.7	_	353.7	_						
2022	177.7	_	_	374.7						
2023	_	188.2	_	_						
過年度平均值	177.8	_	347.6	_						

表 2-19 プラスチック一括回収による効果

第4節 収集運搬の状況

1. 計画収集区域

計画収集区域は、豊明市の行政区域全域です。図 2-18に計画収集区域を示します。

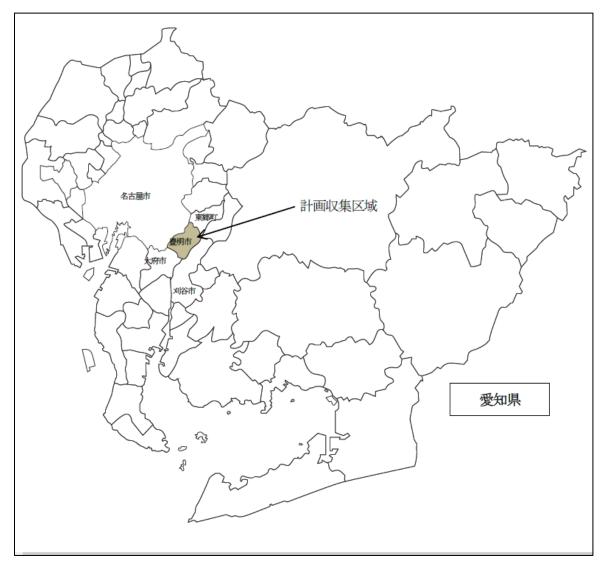


図 2-18 計画収集区域

2. 収集運搬システム

本市のごみの収集状況を表 2-20に、市の所有する収集運搬車両を表 2-21に示します。本市では、家庭系ごみを豊明市の直営または委託で収集・運搬しており、事業系ごみについては、許可業者が収集・運搬しています。市民・事業者から直接搬入されるごみは、東部知多衛生組合へ搬入しているほか、資源として活用できるものについては、市の運営する拠点回収にて資源、廃食用油、使用済小型家電・パソコン、インクカートリッジ、羽毛ふとん(ダウン 50%以上)を回収しています。

区分 排出形態 収集方式 収集頻度 収集体制 燃えるごみ 指定ごみ袋 ステーション 週2回 直営·委託 燃えないごみ 指定ごみ袋 月1回 ステーション 委託 紙·布類 紐でしばって出す ステーション 月1~2回 委託 (拠点回収) 金属類 専用回収容器 ビン類 専用回収容器 資 源 乾電池 専用回収容器 ペットボト 専用回収容器 プラスチック 指定ごみ袋 ステーション 週1回 委託 粗大ごみ なし 戸別 调1回 直営

表 2-20 ごみの収集状況(2022年度)

表 2-21 収集運搬車両(直営分)(2022年4月1日現在)

パッカー車(軽油)	小型トラック(2t)
2台	2台

注)廃食用油、使用済小型家電、パソコン、インクカートリッジ、羽毛ふとん(ダウン 50%以上)は拠点回収のみ実施

第5節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

本市から搬入される可燃ごみは、東部知多衛生組合の焼却施設において焼却処理を行い、不燃・粗大ごみについては粗大ごみ処理施設において破砕・選別処理を行っています。表 2-22に中間処理施設の概要を示します。

表 2-22 中間処理施設の概要

夕 红	東部知多クリーンセンター					
名称	焼却施設	粗大ごみ処理施設				
所在地	愛知県知多郡東浦町力	大字森岡字葭野41番地				
敷地面積	26,4	39 m²				
建築面積	_	987 m²				
延床面積	12,189 m	1,430 m²				
供用開始年月	2019年4月	1989 年4月				
処理方式及び	シャフト炉式ガス化溶融炉	衝擊剪断併用横形回転式				
能力	200t/日(100t/24h×2基)	4種分別				
		(鉄・アルミ・破砕可燃・破砕不燃)				
		30t/日(30t/5h×1基)				
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ				
直接搬入処理	200円/10kg					
手数料	200 F	J/ 10kg				

2. 焼却処理

焼却処理施設における過去5年間の可燃ごみの中間処理量を図 2-19及び表 2-23に示します。

焼却量はほぼ横ばいですが、焼却残渣量は、新たな焼却施設が稼働を開始した 2019 年度以降、焼却灰の溶融による資源化が開始され、焼却残渣が飛灰固化物のみとなったため減少し、これに伴い焼却残渣率も 3%に減少しています。

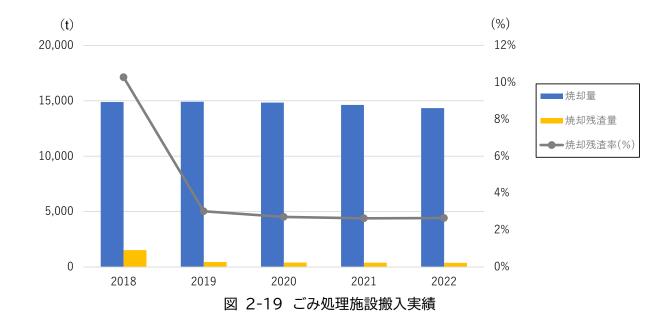


表 2-23 ごみ処理施設搬入実績

	焼却量(t)					焼却残渣量(t)		
年度		家庭系可 燃ごみ(t)	事業系可 燃ごみ(t)	粗大ごみ 処理施設 破砕可燃 ごみ(t)		焼却灰 (t)	飛灰固 化物(t)	焼却残渣 率(%)
2018	14,908	12,045	2,678	92	1,529	1,109	420	10%
2019	14,918	11,976	2,766	88	450	0	450	3%
2020	14,902	11,985	2,608	155	402	0	402	3%
2021	14,662	11,775	2,651	118	385	0	385	3%
2022	14,380	11,379	2,764	118	380	0	380	3%

注1)焼却量=可燃ごみの総量

注2)焼却残渣率=焼却残渣量/焼却量×100

3. 焼却以外の中間処理

粗大ごみ処理施設による過去5年間の不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理量を図 2-20及び表 2-24に示します。

破砕ごみのうち、資源化(売却)している量は 40%前後と変わりませんが、破砕可燃(焼却)が増加し、破砕不燃(埋立)が減少している傾向がみられます。

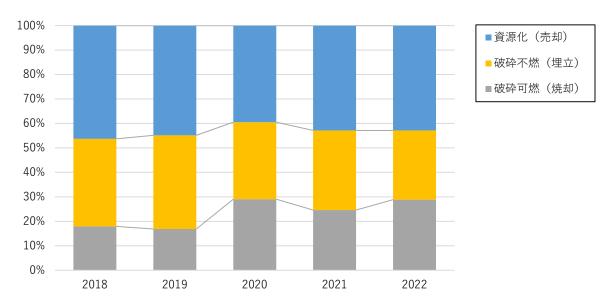


図 2-20 粗大ごみ処理施設搬入実績

表 2-24 粗大ごみ処理施設処理実績

年度	破砕ごみ 合計(t)	家庭系破 砕ごみ(t)	事業系破 砕ごみ(t)	破砕可燃 (焼却)(t)	破砕不燃 (埋立)(t)	資源化 (売却)(t)
2018	490	489	1	92	185	239
2019	495	493	2	88	200	234
2020	493	488	5	155	168	210
2021	438	436	2	118	156	205
2022	372	369	3	118	116	176

第6節 最終処分の状況

1. 最終処分施設の概要

東部知多衛生組合で処理されたごみ焼却残渣は愛知県臨海環境整備センター最終処分場¹ (1997 年度より)、破砕不燃残渣は東部知多衛生組合の大東最終処分場にて埋立処分しています。表 2-25に最終処分施設の概要を示します。

表 2-25 最終処分施設の概要

衛生組合)
番地
1

の埋立処分を行っている公益財団法人

_

2. 最終処分

本市分の最終処分実績を図 2-21及び表 2-26に示します。2019 年度以降、現行の中間処理施設(ガス化溶融炉)の稼働に伴い、焼却灰中のスラグ及びメタルを資源化しているため、焼却残渣の最終処分量は減少しています。

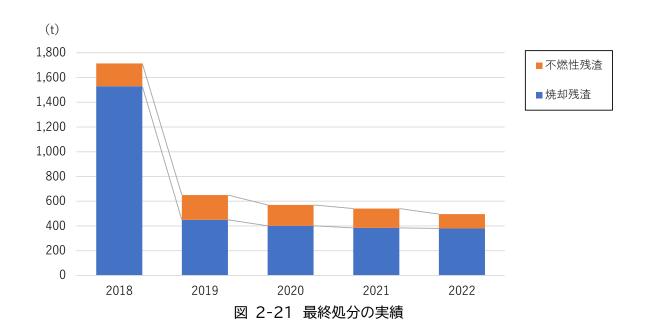


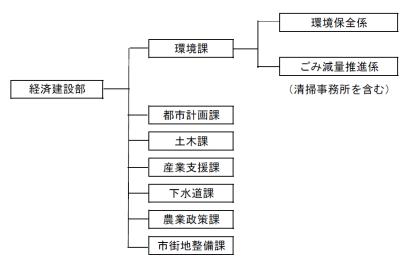
表 2-26 最終処分の実績

27 = = 0 424 (723 (724)							
年度	最終処分 量合計 (t)	焼却残渣 (t)	不燃性残 渣(t)	直接埋立 (t)			
2018	1,714	1,529	185	0			
2019	650	450	200	0			
2020	570	402	168	0			
2021	541	385	156	0			
2022	496	380	116	0			

第7節 ごみ処理体制の状況

1. 運営管理体制

本市におけるごみ処理事業に係る行政組織及び構成をそれぞれ図 2-22、表 2-27に示します。ごみ処理については、経済建設部の環境課に位置付けられており、表 2-28に示すように各部署で役割を分担し、清掃事業を実施しています。また、本市は二市二町で構成した東部知多衛生組合において、ごみの広域処理を行っています。



(2023年4月1日現在)

図 2-22 ごみ処理事業に係る行政組織

表 2-27 ごみ処理事業に係る行政組織(2023年4月1日現在)

係名 職名	環境保全係	ごみ減量推進係 (清掃事務所含む)	合計
部長		1	
部次長	(0	
課長		1	
課長補佐		1	
担当係長	(補佐兼1)	1	(補佐兼 1)1
事務員(再任用含む)	3	3	6
清掃手等(再任用含む)		6	6
合計			16

表 2-28 ごみ処理事業に係る事務分掌(2023年4月1日現在)

	組織	事務分掌
環	環境保全係	・ 墓地及び火葬場に関すること
環境課		・ 墓園事業に関すること
п/к		・・・・そ族及び昆虫駆除に関すること
		・環境統計に関すること
		・ 公害対策に関すること
		・環境審議会に関すること
		・ 狂犬病予防に関すること
		・ 自然生態系の保全及び保護啓発に関すること
		・・鳥獣保護に関すること
		・ あき地の保全に関すること
		・・・専用水道、簡易専用水道等に関すること
		・地球温暖化対策に関すること
		・ 省エネルギー及び新エネルギーに関すること
		・エコアクションプランに関すること
		・ 太陽光発電に関すること
		・・その他環境衛生に関すること
	ごみ減量推進係	・ ごみ減量化対策に関すること
		・ ごみ処理計画に関すること
		・し尿及び汚物に関すること
		・・・東部知多衛生組合との連絡調整に関すること
		・・一般廃棄物収集運搬業務及び処分業の許可申請に関すること
		・・し尿浄化槽清掃業の許可申請に関すること
		・ ごみの収集及び運搬業務に関すること
		・・・最終処分場に関すること
		・清掃事務所に関すること
		・ 有機循環推進事業に関すること
		・・・その他ごみ減量推進に関すること
		・ 課の庶務及び他の係に属さないこと

2. ごみ処理費用

本市におけるごみ処理費用を図 2-23及び表 2-29に示します。2022 年度の清掃事業関係費は 9 億 7,019 万円であり、一人当たりにすると 14,171 円です。

経年変化をみると、年々一般会計に占める清掃事業費の割合が減少しています。

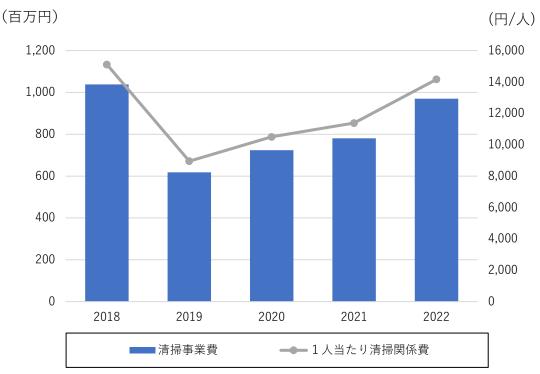


図 2-23 ごみ処理費用の推移

表 2-29 ごみ処理経費の推移

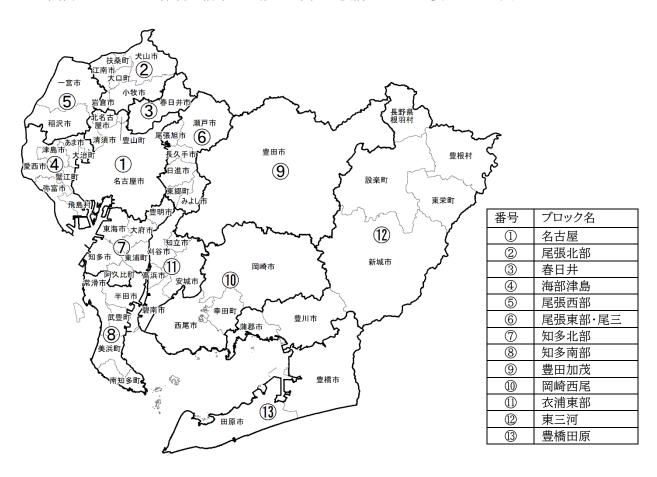
	清掃马	事業費	一般会計決算額	一般会計に占
年度	清掃事業費 (千円)	1人当たり (円)	(千円)	める割合(%)
2018	1,038,507	15,115	21,178,417	4.9%
2019	617,958	8,955	21,737,641	2.8%
2020	724,158	10,506	31,275,551	2.3%
2021	781,074	11,386	26,717,650	2.9%
2022	970,194	14,171	26,619,843	3.6%

第8節 関係市町村等の動向

近年のごみ処理は、排出量の増加や質の多様化、ダイオキシン類の対策、最終処分場の確保等、 様々な課題を抱えており、これまでの市町村や一部事務組合ごとの処理体制では困難な状況となっています。

本市では、1966 年 12 月に二市二町(大府市、豊明市、東浦町、阿久比町)で構成した東部知 多衛生組合に加入し、ごみの共同処理を開始しました。東部知多衛生組合では、東部知多クリーン センターを 2018 年度に単独で更新し、新焼却施設が稼働を開始しています。

愛知県においては 2021 年 11 月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021 年度~2030年度)」を策定し、豊明市を含む東部知多衛生組合構成市町は図 2-24に示すような、東海市及び知多市を含む知多北部広域処理ブロックに位置付けられています。これに基づき、今後は広域圏内でのごみ処理体制の構築及び推進に関して検討していく必要があります。



資料:「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度~2030年度)」(愛知県 2021年) 図 2-24 300t/日以上を基準とするブロックの区割り

第3章 ごみ処理に関する課題の整理

第1節 ごみ処理の現況評価

1. 前期計画の目標達成状況

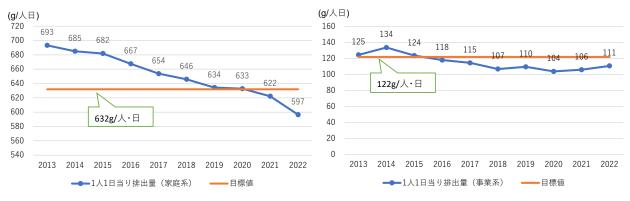
2014 年 3 月に策定した前期計画(計画期間:2014~2023 年度)において、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念に、目標年度である平成 35 年度(2023 年度)の達成目標を設定しています。表 3-1に、目標値及び 2022 年度時点の達成状況を示します。

目標達	達成管理指		目標值	実績値 (2022)	達成状況*1
ごみ削減量: 10%以上減量	10%以上減量		707g/人·日(2012) ⇒ 632g/人·日(2023)	597 g/人·日	0
(2012 比)			123g/人·日(2012) ⇒ 122g/人·日(2023)	111 g/人·日	0
		年間排出量	3,070t/年(2012) ⇒ 2,997t/年(2023)	2,767t/年	0
資源化率: 26%(2012)から30%以上に向上**2		26%(2012) ⇒ 34%(2023) (集団回収含む)	25.2%	×	
最終処分量: 70%以上減量(2012 比)**2			2,158t/年(2012) ⇒ 608t/年(2023)	496t/年	0

表 3-1 前期計画の目標値達成状況

過去 10 年間における各目標値と実績値との比較を図 3-1に示します。

家庭系ごみ排出原単位は、2022年度に597g/人・日であり、2023年度目標値の632g/人・日を下回り、目標を達成しています。事業系ごみ排出原単位は、2022年度に111g/人・日であり、2023年度目標値の122g/人・日を達成しています。



<家庭系ごみ原単位>

<事業系ごみ原単位>

図 3-1(1) 前期計画の数値目標項目の実績の推移

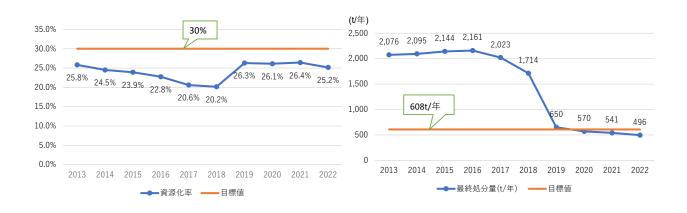
^{※1} 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

^{※2} 資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値

資源化率については、資源収集量の減少に伴い低下していましたが、2019 年度の焼却施設の 更新により、焼却後のスラグ・メタルを資源として算定することで増加しました。ただし、目標値とした 30%以上には到達していません。

この理由については、①デジタル化に伴う新聞・雑誌の流通量の減少、②民間の資源回収拠点の増加、③資源回収協力店での資源回収量の増加等が考えられます。①に関連しては、図 3-2に 2022 年度の資源の内訳を、図 3-3 に 2012 年度から 2022 年度の全国の新聞発行部数を示します。2022 年度は資源の約 4 割を新聞・雑誌が占めていますが、2012 年度から 2022 年度の 10 年間で新聞発行部数が約 2/3 に減少していることから、新聞の流通量の減少が、資源として排出される新聞の減少につながっていると考えられます。

最終処分量については、2019 年度の焼却施設の更新に伴う焼却灰の埋立量が減少により 2022 年度に 496t/年を達成し、2023 年度目標値の 608t/年を下回って目標を達成しています。



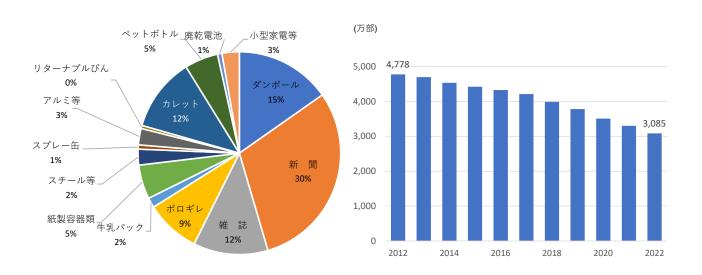


図 3-2 2022年度の資源の内訳

図 3-3 新聞発行部数の推移(全国)

2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況

2019 年 3 月に策定した豊明市家庭系ごみ減量化実施計画(以下「減量化実施計画」という。) (計画期間:2019~2022 年度)では、家庭系可燃ごみの排出量を現状より 20%削減したうえで、 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの量を減らすことを目標としています。表 3-2に目標値及び達成状況を示します。

耒	3-2)	豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標値達成状況
1X	J-2	_	豆切り多姓ボミの水里し大心可凹の口惊性是以外ル

目標達成管理指標	目標値	実績値(2022)	達成状況*1
家庭系ごみ排出原単位 (資源以外)*2	503g/人·日(2017) ⇒410g/人·日(2022)**2	473g/人·日	×

^{※1} 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

2017年度以降の目標値と実績値との比較を図 3-4に示します。

家庭系の資源以外のごみ排出原単位は、2022 年度に 473g/人・日であり、目標値の 410g/人・日に到達しておらず、目標を達成していません。

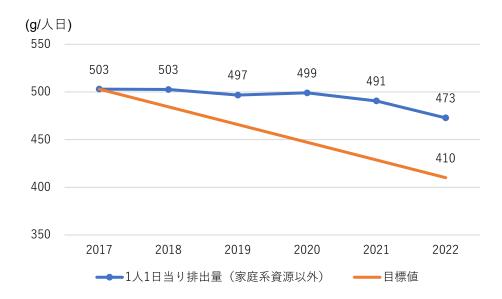


図 3-4 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の数値目標項目の実績の推移

^{※2 「}家庭系可燃ごみの総量を 2017 年度比 20%減量」から家庭系ごみ排出原単位(資源以外)に換算して算出した目標値

3. 施策の実施状況及び現時点での評価

2014 年 3 月に策定した前期計画(計画期間: 2014~2023 年度)における施策の実施状況を表 3-3に示します。

表 3-3 前期計画の施策の実施状況(1/3)

		実施状況			
				評価	
			施策	○:実施 △:一部実施 ×:未実施	実施状況
1	1)쥙	色生排	印制(リデュース)		
リデュ		民	①生ごみ堆肥化容器・処理 機の使用	0	生ごみ堆肥化促進容器等購入費を市が一部補助している。
コース・		民	②EM ぼかしの利用	0	環境課窓口などで EM ぼかしを無料配布している。
リコー		民	③エコ・クッキングの推進	0	食品ロス削減の一環としてエコクッキングを推進している。
え・リ		民	④マイバッグの持参	0	レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの持参が普及している。
サイク		民	⑤過剰包装商品の購入自 粛	0	詰め替え品の購入が普及している。
ース・リユース・リサイクル(3R)の推進		事	⑥過剰包装商品の製造・販 売自粛	0	過剰包装をしない販売方法が普及している。
の推		事	⑦レジ袋有料化の実施	0	レジ袋の有料化が実施された。
進		事	⑧事業系一般廃棄物減量化計画書の提出	Δ	事業系一般廃棄物減量化計画書が事業所に認知されてい ないため、一部の事業所のみの提出となっている。
		中	⑨ごみ処理の有料化の検 討	×	減量傾向が続いているため、有料化の検討は行っていない。
		市	⑩生ごみ堆肥化容器・処理 機の補助事業	0	生ごみ堆肥化促進容器等購入費を市が一部補助している。
		市	⑪具体的な発生抑制につながる PR 活動	0	広報誌などで具体的なごみ減量の方法を紹介している。
		市	⑫ITの活用による効果的な 情報の提供	0	市ホームページや SNS を活用し、情報提供を行っている。
		市	⑬環境教育の充実	0	小学校などへ出前授業を行っている。
		市	④事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請	×	事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請ができる環境 が整っていないため、要請は行っていない。
		市	⑤各種団体とのパートナーシップ	0	豊明市食べ残しゼロ推進店制度を導入した。
	2) ‡	耳使	用(リユース)		
		民	①リサイクルショップ・ネット オークション等の活用	0	不用品のリサイクルショップへの持ち込みなどが普及してい る。
		民	②不用品登録制度の活用	0	市の不用品登録制度を利用している。
		事	③商品の長寿命化	0	LED など商品の長寿命化が普及している。
		市	④市民参加型イベントの開 催	0	ごみ減量に関する意見交換会や環境フェスタを開催している。
		市	⑤不用品登録制度の推進	0	不用品登録制度を実施している。
		市	⑥学生服や自転車などのリ ユース促進	×	実施しなかった。行政主体による実施は困難である。

表 3-2 前期計画の施策の実施状況(2/3)

ス 3-2 前朔計画の施泉の夫施朳が(2/3) 実施状況					
				 評価	夫
			施策	○:実施	
				○· 吳旭 △:一部実施	実施状況
				×:未実施	
1	3)	再生	利用(リサイクル)	71170,000	
_	ĺ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		市の分別ルールに従って排出している市民が多い。ただし、
リデュー		民	①資源の分別徹底	0	一部分別不徹底や燃えるごみへの紙資源の混入がみられ る。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		民	②生ごみの分別収集	×	生ごみの分別収集を廃止した。
リユー		民	③子ども会による集団回収 への参加	0	子ども会による集団回収が行われている。
ヘ・リサ		事	④資源回収協力店による資 源回収推進	0	資源回収協力店による資源回収が行われている。
ス・リユース・リサイクル(3R)の推進(続き)		市	⑤資源分別方法の周知	0	ごみ分別パンフレットや意見交換会などで分別方法の周知を 行っている。
		市	⑥行政回収団体及び子ど も会への支援	0	資源回収団体へ奨励金を交付している。
		市	⑦使用済み小型家電のリサ イクル	0	使用済小型家電のリサイクルを行っている。
続き		市	⑧廃食用油のリサイクル	0	廃食用油のリサイクルを行っている。
		市	⑨粗大ごみ解体による資源分別の継続	0	粗大ごみ解体による資源分別を行っている。
2	1).	収集・	運搬システムの適正化		
環境		市	①収集・運搬方法の適正化	0	不燃ごみの収集回数の見直しを行った。
保全に記		市	②適正排出指導の実施	0	適正排出指導は行っている。多量排出事業者に対する減量 指導は行えていない。
環境保全に配慮した安全で適正なごみ		市	③ごみステーションの適正 な管理の促進	0	ごみステーションの適正な管理を促進している。
た安全で		市	④自力でごみ出しの困難な 市民への支援の検討	0	おたがいさまセンター「ちゃっと」による支援が行われている。
適	2)	中間	処理システムの適正化		
止なご		市	①新たな中間処理施設の 整備	0	東部知多衛生組合において行われている。
み処理で		市	②中間処理に伴うエネルギ 一回収・利用	0	東部知多衛生組合において行われている。
処理の実施		市	③環境保全対策の継続	0	東部知多衛生組合において行われている。
	3)	最終	処分システムの適正化		
		市	①適正な最終処分	0	東部知多衛生組合において行われている。
		市	②新たな最終処分場の整 備	0	東部知多衛生組合において行われている。
	4)	その作	也の処分システムの適正化		
		市	①特別管理一般廃棄物、適 正処理困難物に対する対 処	0	ごみ分別パンフレットにおいて案内しているものの、すべての 項目を網羅できていない。
		市	②災害ごみの対応	0	災害廃棄物処理計画を策定し、訓練も実施している。

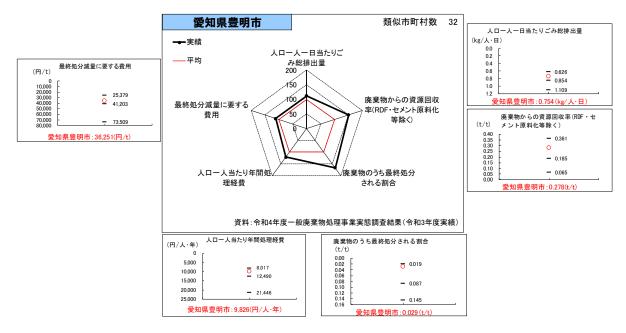
表 3-2 前期計画の施策の実施状況(3/3)

			202	3374311 11 47 7/10	ペッ ク がでんが(3/3)
					実施状況 実施状況
				評価	
			施策	〇:実施	- Italian
				△:一部実施	実施状況
				×:未実施	
3	1)	環境	 保全の監視	אויסכאב	
		民	①ごみ問題への意識向上	0	ごみ問題に対する意識は全般的に高いものの、人による差が みられる。
に配慮し		民	②イベントや講演会への参加	0	市主催の環境フェスタに参加している。
した 快		民	③530運動への参加	Δ	市主催の 530 運動は廃止となった。
適で効		市	④不法投棄防止のための パトロールの実施	0	環境監視員によるパトロールを行っている。
環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築		市	⑤530運動の展開	Δ	市主催の 530 運動は廃止となった(クリーン月間という形で区・町内会の清掃活動のサポートは通年で継続。)。
み処理		市	⑥地球温暖化防止への配 慮	0	温室効果ガス削減目標を掲げて推進している。
社	2)災害ごみへの対策				
云の構築		市	①行政関連部署との連携	Δ	必要な情報提供は行っている。
梁		市	②拡大生産者責任の導入 促進	×	実施に至っていない。
		市	③全体としての調整役の推 進	0	行政として行うべき調整は行っている。
		市	④財政支出の合理的運用	0	ごみ減量を推進し、事業費の削減に努めている。
		市	⑤新たなごみ処理技術への 対応	0	ごみ処理に関する情報収集など行っている。

4. 類似市町村との比較評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において 2013 年 4 月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下「処理システムの指針」という。)」が策定されています。これに基づき本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、2021 年度における一般廃棄物処理の状況について図 3-5に示すとおり「2021 年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)」の実績値と比較評価を行いました。

本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する市町村として、全国で 32 市町村があり、それら 平均値と本市の数値を比較すると、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収 (RDF・セメント原料化等除く)」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」、 「廃棄物のうち最終処分される割合」について高い水準となっており、特に「廃棄物のうち最終処分される割合」は大きく平均を上回る水準となっています。



標準的な指標	人口一人一日当た りごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.854	0.185	0.087	12,490	41,203
最大	1.109	0.361	0.145	21,446	73,509
最小	0.626	0.065	0.019	8,017	25,379
標準偏差	0.112	0.078	0.033	3,127	11,011
当該市町村実績	0.754	0.278	0.029	9,826	36,251
指数值	111.7	150.3	166.7	121.3	112.0

図 3-5 類似市町村との比較評価結果(2021年度実績)

第2節 ごみ処理に関する課題の抽出

1. 発生抑制・資源化に関する課題

■発生抑制

- 家庭系ごみの1人1日排出量は、2013年度以降年々減少し、2022年度現在で597g/人・日となって前期計画の2023年度目標値の632g/人・日を大きく下回っており、目標値は達成の見込みである。ただし、減量化実施計画で数値目標とした資源を除く家庭系ごみの1人1日排出量は、2022年度目標値の410g/人・日に対して実績値は473g/人・日となっており、家庭系ごみの減少の主な要因は資源物(資源、プラスチック、小型家電類を含む。以下同様。)の減少が原因であるためである。このことから、資源として回収されない「ごみ」の発生抑制を図る必要がある。
- 生ごみの分別収集は 2016 年 12 月に終了したものの、それに代わる生ごみ排出削減施策として、 生ごみ減量化容器に対する購入補助制度を拡充し、生ごみの排出削減に取り組んでいる。それと ともに生ごみの水切り、ダンボールコンポストの利用促進などの意識啓発活動にも取り組んでおり、 成果をあげていると考えられるが、今後も引き続き意識啓発を実施するなど、生ごみ排出削減に 取り組む必要がある。
- 事業系ごみ排出量については、コロナ禍の影響による経済活動の自粛、人流・物流の不活発化等により減少したと思われるが、今後の社会・経済活動の再開等により増加することも考えられる。本市でも 2020、2021 年度には低下したものの 2022 年度には増加しており、引き続き事業者に対しても3R の取組を推進し、景気動向に左右されづらい体制の構築及び支援が求められる。
- ライフスタイルの変化に伴い、本市でもプラスチックの増加が見込まれるが、プラスチック資源循環戦略(2019年5月)の重点戦略であるワンウェイプラスチックの使用削減、及びプラスチック代替品の利用の促進が求められる。

■資源化

- 資源物の減少要因は、約半分を占める「紙・布類」の減少である。古紙を主とする「紙・布類」は、 新聞・雑誌等の出版物の生産・流通量の減少や民間の資源回収の拡大などの様々な要因が考え られるものの、引き続き適正な分別排出を周知していく必要がある。
- 燃えるごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割弱程度、 資源物が混入している。混入の割合が大きいのは新聞・雑誌、プラスチック、紙製容器包装等で あるため、これらの項目について、ターゲットを明確化した啓発活動の実施等により、分別徹底の 周知を図る必要がある。
- 燃えないごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割程度、 資源物が混入しており、混入の割合が大きいものは金属類及びびん類である。これらの項目については、混入の状況について現状分析を進めるとともに、分別徹底の周知を図る必要がある。
- 燃えないごみに含まれる電化製品については、使用済小型家電として市内 3 カ所において拠点 回収も行っていることから、回収拠点への持ち込みについて周知し、回収拠点の利便性向上によ る収集率向上についても検討を行う必要がある。
- 2022 年 10 月よりプラスチック一括回収を開始しており、開始後は過去の同時期平均値と比較 すると 6~8%程度増加している。現在は分別変更直後で浸透している時期であることを鑑み、 分別収集や対象品目について、さらに情報提供を図る必要がある。

2. 収集運搬に関する課題

- バランスのとれた収集運搬体制を維持するため、これまでの収集運搬体制を維持するだけでなく、 新たな分別区分への対応や、分別排出の利便性向上等、今後もサービスの質が低下しないよう 努める必要がある。
- 本市でも増加しつつある外国人住民へのごみ排出ルールの周知について、トラブルの未然防止の ため、情報提供方法について検討を行う。

3. 中間処理・最終処分に関する課題

- 燃やすごみについては、2019 年 3 月に竣工した東部知多クリーンセンター(エコリ)において溶 融処理を行っている。今後のごみ処理を安全かつ安定的に進めるために、計画的な設備機器の 整備・更新を進める必要がある。
- 本市で発生する焼却残渣はアセック(愛知臨海環境整備センター)、破砕後の不燃物は東部知多 衛生組合の大東最終処分場にて最終処分を行っている。最終処分場の延命を図り、今後も安定 的かつ継続的に最終処分を行うため、最終処分量をより減少させていく必要がある。

第4章 ごみ排出量の将来予測

第1節 人口推計

人口の将来推計は、「第 2 期豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2022 改訂版)」において設定した将来推計人口(以下、「人口ビジョン推計値」と呼ぶ。)を、現況の住民基本台帳人口で補正して使用しました。

人口ビジョン推計値では、将来推計人口は 2025 年まで増加し、2025 年の 71,031 人をピークとして 2030 年は 69,916 人まで減少します。一方、計画収集人口(各年 10 月 1 日現在住民基本台帳人口)は 2019 年(69,008 人)をピークとして 2023 年(68,116 人)まで減少する傾向にあり、2023 年の時点で両者の乖離が広がりつつあります。そのため、2023 年の計画収集人口(68,116 人)と人口ビジョン推計値を直線補間して算出した 2023 年の換算値(70,715 人)の差を補正値として人口ビジョン推計値から差し引くことで、計画収集人口の補正値を算出し、これを将来推計人口とします(図 4-1)。

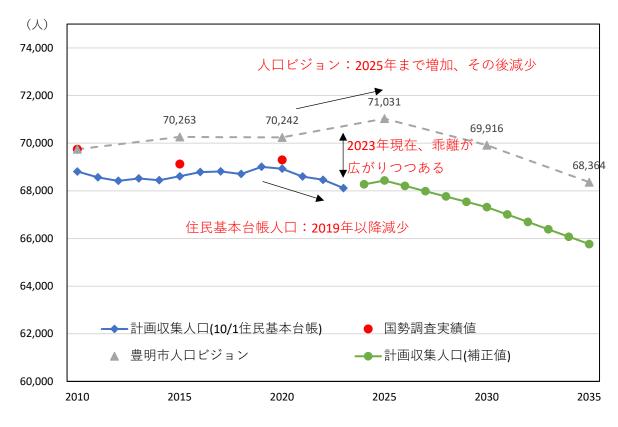


図 4-1 計画収集人口(将来)

第2節 ごみ排出量推計

1. 家庭系ごみ排出量(原単位)

現状の施策のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量の推計は、家庭系ごみ排出量(各分別区分) 原単位の推計値と将来人口推計値の積により求めました。家庭系ごみ排出量原単位の推計値を図 4-2、表 4-1に示します。

これより、計画目標年度の2033年度における家庭系ごみ排出量原単位は、2022年度の597g/ 人・日から13g/人・日(2.2%)減少し584g/人・日と推計されます。

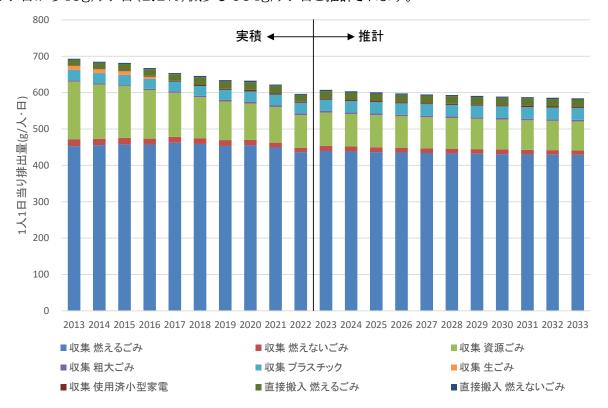


図 4-2 家庭系ごみ原単位推計結果

表 4-1 家庭系ごみ原単位推計結果

項目		1人1日当たり排出量 (g/人・日)		2022 年度に対する増加	
		2022(実績値)	2033(推計値)	g/人·日	%
収集ご	み				
	燃えるごみ	436	429	▲ 8	▲ 1.8%
	燃えないごみ	12	12	1	6.8%
	資源	90	80	▲ 11	▲ 13.3%
	粗大ごみ	5	4	▲0	▲8.2%
	プラスチック	29	32	3	8.8%
	使用済小型家電	3	3	0	15.4%
直接搬	入ごみ				
	燃えるごみ	19	21	2	8.4%
	燃えないごみ	3	3	1	18.9%
合計		597	584	▲ 12	▲2.1%

※生ごみの分別収集は 2016.12 に終了

2. 事業系ごみ排出量

現状の施策のまま推移した場合の事業系ごみ排出量の推計は、年間排出量より求めました。事業系ごみ排出量の推計値を図 4-3、表 4-2に示します。計画目標年度の 2033 年度における事業系ごみ排出量は、2022 年度の 2,767t/年から横這いの 2,767t/年と推計されます。

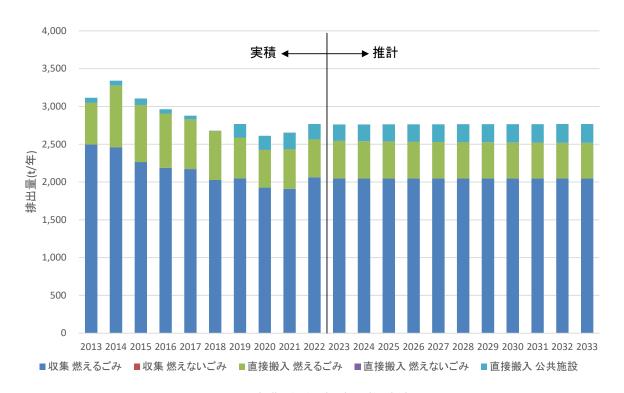


図 4-3 事業系ごみ排出量推計結果

表 4-2 事業系ごみ排出量推計結果

項目		排出量(t/年)		2022 年度に対する増加	
		2022(実績値)	2033(推計値)	t/年	%
収集ご	み				
	燃えるごみ	2,064	2,046	▲ 18	▲0.9%
	燃えないごみ	0	0	_	_
直接搬	入ごみ				
	燃えるごみ	500	471	▲29	▲ 6.1%
	燃えないごみ	1	1	0	0.0%
	公共施設	202	249	47	18.8%
合計		2,767	2,767	0	0.0%

3. 総排出量

現状の施策のまま推移した場合のごみ総排出量の推計値は、家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推計値を合計し、算定しました。推計結果を図 4-4、表 4-3に示します。計画目標年度の 2033 年度におけるごみの総排出量は、2022 年度の 17,674t/年から 4.4%減少し 16,928t/年と推計されます。

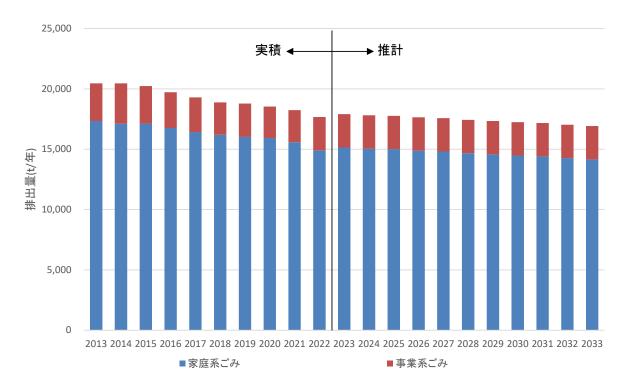


図 4-4 総排出量推計結果

表 4-3 総排出量推計結果

項目		排出量(t/年)		2022 年度に対する増加	
		2022(実績値)	2033(推計値)	2022(実績値)	2033(推計値)
排出量					
	燃えるごみ	14,907	14,161	▲ 746	▲ 5.3%
	燃えないごみ	2,767	2,767	0	0.0%
	合計	17,674	16,928	▲ 746	▲ 4.4%

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

基本理念

未来へつなぐ 資源循環都市 とよあけ

これまで本市では、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念として掲げ、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という課題に取り組んできました。

国では第 4 次循環型社会形成推進基本計画を策定し、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し、大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を実現することを将来像として掲げています。

本市においても、変化する社会情勢に対応し、循環型社会の確立を目指して本計画を策定します。本計画では、環境への負荷をできるだけ小さくするため、まずごみの発生を抑制する 2R(リデュース、リユース)の取組を優先し、次いで、やむを得ず排出する場合は可能な限り分別・再生利用(リサイクル)に取り組むこととし、どうしても資源化できないものを適正に処分するという「資源循環都市」となることを目指していきます。

2. 基本方針

基本理念を実現するため、本市のごみ処理における課題を踏まえ、本計画における基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針

- 1.ごみの発生を抑制する
- 2.資源の再牛利用を行う
- 3.資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る4.資源・ごみを適正に処理する

3. 市民・事業者・行政の役割分担

本計画の達成に向けて、特にごみの発生抑制、再生利用については、本市を構成する市民・事業者・行政が適切に役割分担し、それぞれが積極的な取組を図るとともに、協働して取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が求められる役割は以下のとおりです。

(1)市民の役割

ごみに関心を持ち、一人ひとりがごみの排出者であるという責任と自覚をもって、ごみをなるべく 排出しない生活を送ります。

- ・ 商品の購入にあたっては、買い物袋の持参、詰め替え可能な商品や繰り返し使える容器の 選択など、できる限り容器包装廃棄物を抑制します。
- ・ 食品の適量購入や食べ切り、生ごみの水切り等に取り組み、自ら排出する廃棄物の排出 抑制に取り組むとともに、外食時には適量注文するなど、事業者が排出する一般廃棄物の 削減にも協力します。
- ・ 家庭の不要物はごみとして排出するのではなく、フリーマーケットアプリなどの場を利用して、売買・交換します。
- ・ ごみの分別に積極的に取り組みます。
- 行政回収や集団回収に積極的に参画するなど、地域に根差した活動に参加します。
- ・地域の清掃活動に参加し、不法投棄や散乱ごみのない快適なまちづくりに取り組みます。

(2)事業者の役割

事業活動の中で発生するごみについて、市民と同様ごみをなるべく排出しないよう取り組むとと もに、市民がごみの発生抑制、再生利用に取り組みやすいよう支援します。

- ごみの排出者として、適切なごみの処理や資源化に取り組みます。
- ・ 原料の選択、製造工程や輸送行程の工夫など、これまでの商慣行を循環型に改善する取組を行います。
- 詰め替え可能な商品や容器包装を削減した商品を積極的に取り扱い、販売します。
- ・ ワンウェイプラスチックをはじめとする使い捨て品の使用を抑制します。

(3)行政の役割

行政は、市民や事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策を実施するとともに、適切な情報提供を行います。

- ・ 市民・事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策について研究し、実施します。
- 市民、事業者に対して適切な啓発活動や情報提供を行い、環境教育に取り組みます。

第2節 計画の数値目標

1. 数値目標の設定

社会情勢、前期計画及び豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況を踏まえ、本計画の目標年次における数値目標を表 5-1のとおり設定します。資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量については、減量化実施計画で 2022 年度の目標値とした 410g/人・日を達成できていないことから、引き続きこの目標値を目指して努力することとします。また、資源化率については、出版物のデジタル化の普及など、社会経済情勢によっては達成が困難となることも考えられますが、前期計画に引き続き目標値とする 30%を目指すこととします。

実績値 単純将来 目標値 指標 2022 年度 2033 年度 2033 年度 410g/人·日 資源を含まない家庭系ごみ 473g/人·日 468g/人·日 1人1日排出量 **(**▲13%)** 2,629t/年 事業系ごみ排出量 2,767t/年 2,767t/年 **(▲**5%**)** 451t(**▲**9%) 最終処分量 496t 524t 資源化率 25.2% 24.6% 30%

表 5-1 ごみ処理基本計画の数値目標

なお参考として、表 5-2に国及び愛知県の目標を示します。

計画名 目標値 第 4 次循環型社会 【目標年次:2025 年度】 玉 ・出口側の循環利用率 約44%(2015)→約47%(2025) 形成推進基本計画 (一般廃棄物関連 ·最終処分量 14 百万 t(2015)→約 13 百万 t (2025) 指標値) ・1人1日当たり家庭系ごみ排出量 507g/人·日(2016)→440g/人·日(2025) ・1人1日当たりごみ排出量 925g/人·日(2016)→850g/人·日(2025) 愛知県 愛知県廃棄物処理 【目標年次:2026年度】 計画(2022-2026) ・出口側の循環利用率 21.3%(2019)→約 23%(2026) (約1%増) ·最終処分量 19.4 万 t(2019)→18.6 万 t (2026) (約 4% 減) ・1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 520g/人·日(2019)→480g/人·日(2026)(約8%減)

表 5-2 国及び愛知県の一般廃棄物に係る数値目標

[※]増減は2022年度実績値に対する値

2. 数値目標の設定根拠

表 5-1の数値目標は、表 5-3に示す「根拠」が目標年次に達成された場合の排出量等の値となります。

表 5-3 数値目標の設定根拠

<家庭系ごみ>

	施策内容	削減対象	資源化対象	目標値	根拠*
発生	手つかず食品の廃	燃えるごみ	_	8.6g/人·日	燃えるごみ中の「手を付けていな
抑制	棄量の削減(啓発)	(収集)			い生ごみ(3.3%)」を 60%削減
	生ごみの水切り、堆	燃えるごみ	_	21.0g/人·日	燃えるごみ中の「生ごみ
	肥化等の促進(意	(収集)			(24.5%)」を 20%削減
	識啓発・購入補助)				
	刈草・剪定枝の乾	燃えるごみ	_	13.7g/人·日	クリーンセンターでのごみ質分析
	燥排出(意識啓発)	(収集)			結果(2022)の「木・竹・わら類
					(湿ベース平均 6.4%)」を 50%
					削減
	プラスチックの使	プラスチック	_	3.2g/人·日	プラスチック資源循環戦略を反映
	用·廃棄量削減(意				し、プラスチック(主にワンウェイプ
	識啓発)				ラスチック)の排出を 10%削減
再生	資源の分別徹底	燃えるごみ	古紙·布類	11.4g/人·日	燃えるごみ中の「古紙・布類(紙製
利用		(収集)			容器包装含む)(13.3%)」を
					20%削減
		燃えないご	資源(金属	1.5g/人·日	燃えないごみ中の「金属類
		み(収集)	類)		(15.5%)」を 80%削減
		燃えないご	資源(ビン	0.8g/人·日	燃えないごみ中の「ビン類
		み(収集)	類)	_	(8.0%)」を 80%削減
		燃えないご	小型家電	1.4g/人·日	燃えないごみ中の「使用済小型家
		み(収集)			電(22.3%)」を 50%削減

[※]ごみの組成割合は、2018~2022 年度に本市で実施した組成調査の重量割合の平均値とした。

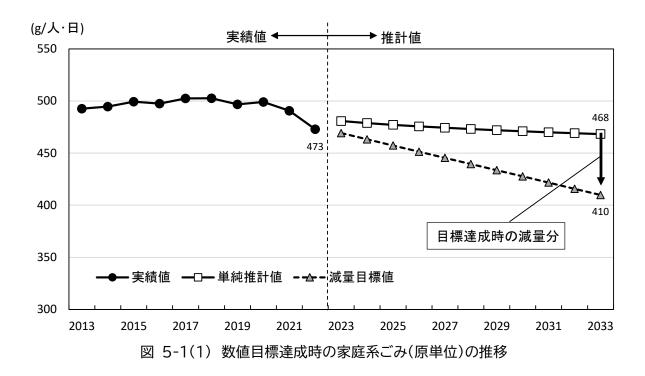
<事業系ごみ>

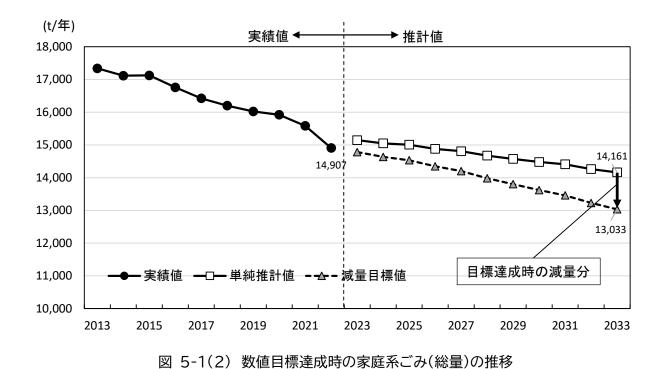
	施策内容	削減対象	資源化対象	削減目標	根拠
発生	事業系ごみ(可燃)	燃えるごみ	_	△5%	事業者への意識啓発による事業系ご
抑制	の削減				み(燃えるごみ中)の 5%削減

3. 数値目標達成時の本市の姿

(1)家庭系ごみ

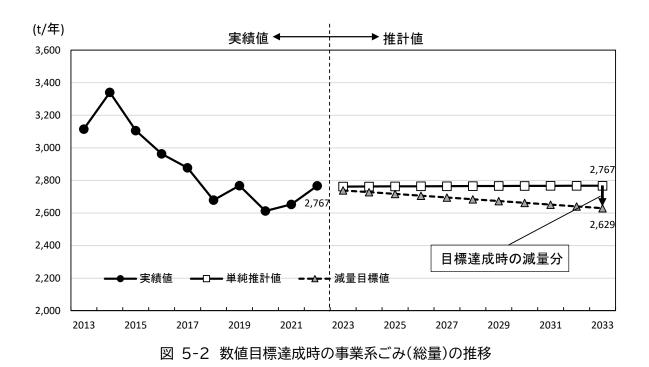
数値目標が達成された場合、家庭系ごみは以下のように推移します。





(2)事業系ごみ

数値目標が達成された場合、事業系ごみは以下のように推移します。



58

第3節 目標達成に向けた施策

1. 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策の体系を以下に示します。

基本方針1 ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減	■生ごみの自家処理の促進 ■食品ロスの削減 ■生ごみの減量の促進
(2)プラスチック資源循環の推進	■使い捨てプラスチック製品の使用の抑制 ■プラスチック容器包装の使用の抑制 ■プラスチック一括回収の促進
(3)家庭系ごみの減量	■家庭でできるごみ減量方法の普及促進 ■リユースの促進 ■ごみ処理の有料化の検討
(4)事業系ごみの減量及び適正処理	■事業系ごみの減量・適正処理の推進 ■事業系の食品廃棄物の削減の推進

基本方針 2 資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底	■資源の分別排出の徹底 ■資源回収協力店制度の拡充 ■その他の品目のリサイクルの推進 ■粗大ごみ解体による資源分別の継続
(2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援	■行政回収・集団回収事業の推進 ■資源拠点回収の拡充

基本方針 3 資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

(1)学校教育や生涯学習の場における 環境学習の充実	■環境学習の機会の提供 ■イベントや意見交換会などの機会の提供 ■各種団体とのパートナーシップ
(2)多様な手段による情報の提供	■情報提供機会の複線化 ■的確な情報提供手段の選択
(3)快適なまちづくりへの取組	■不法投棄防止対策の推進 ■クリーン月間の展開

基本方針 4 資源・ごみを適正に処理する

(1)収集・運搬システムの適正化	■適正な収集運搬の維持■適正排出指導の実施■ごみ集積場所の適正管理の促進■自力でごみ出しの困難な市民への支援■特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応
(2)中間処理・最終処分システムの適正化	■適正な中間処理の維持 ■適正な最終処分の維持 ■環境保全対策の継続
(3)ごみ処理システムの運用	■財政支出の合理的運用 ■新たなごみ処理技術への対応

2. 具体的な施策

基本方針1:ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減

食品系の廃棄物は豊明市の燃えるごみの約25%を占めており、水分を多く含むことから焼却施設の燃焼効率を悪化させる原因ともなっています。そのため、家庭における生ごみのリサイクルを推進することにより、生ごみの減量に取り組みます。また、食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことにより食品ロスの削減を図り、ごみに含まれる未利用の食品を削減します。

具体的な施策	
生ごみの自家処理の促進	家庭から発生する生ごみの排出抑制のため、生ごみの自家処理を促進します。 ● 生ごみ減量化容器・処理機等購入費の一部補助の実施による普及促進 ● ダンボールコンポストの紹介など、生ごみの自家処理方法に関する情報提供
食品ロスの削減	 食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことによる食品ロスの削減に向けた情報提供を図ります。 ◆ 未利用食品の廃棄を削減するための情報提供を行います。 ◆ 小売事業者は、食品ロスが発生しにくい小分け販売を行うなど、販売単位に多様性を持たせるようにします。 ◆ 食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。 ◆ フードバンク・フードドライブ事業について、情報収集を行います。
生ごみの減量の促進	 家庭や事業所で発生する生ごみの減量方法について、情報提供を行います。 エコクッキング(ごみを少なくする調理方法)や生ごみの水切りなど、家庭でできる生ごみ減量の具体的な手法について、周知します。 飲食物を扱う事業者や社員食堂等において、生ごみの減量に取り組みます。

(2)プラスチック資源循環の推進

使い捨てプラスチックの廃棄量を削減する目的で策定されたプラスチック資源循環促進法に 基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括で回収し再商品化する、プラスチック 資源循環を推進します。

具体的な施策	
使い捨てプラスチック製品の	プラスチック製の使い捨て容器やハンガーなどの使用の抑制
使用の抑制	について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。
	 できるだけ使い捨ての製品を使用しない生活様式について情報提供を行い、啓発します。 事業者は、使い捨て容器等の使用削減や安易なノベルティ配布の廃止など、ごみになりやすいサービスの自粛を図ります。 プラスチック製から再生素材や再生可能素材を使用した
	製品の切り替えを行います。
プラスチック容器包装の使用	レジ袋の有料化等、プラスチック容器包装の削減につながる情
の抑制	報提供を図ります。
	マイバッグ・マイボトルなどの使用を促進します。過剰包装の削減や簡易包装商品・詰め替え商品の選択に関する啓発を行います。
プラスチック一括回収の促進	プラスチックの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため
	2022 年 10 月から開始したプラスチック一括回収について、
	市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。
	● プラスチック一括回収の対象となる品目や回収方法等に ついて様々な手法を用いて情報提供し、確実な回収を行 います。

(3)家庭系ごみの減量

3R の基本となる「ごみとなるものを減らす」「ものを簡単に捨てない」「ものを大切に使う」意識を醸成し、家庭系ごみの減量を図ります。

具体的な施策	
家庭でできるごみ減量方法の	家庭でできるごみ減量の具体的な方法について情報提供、啓
普及促進	発を行います。
	● 自宅敷地内から出る刈草・剪定枝は、排出の前に天日干
	しをして乾燥させてから排出します。
リユースの促進	家庭から排出される不要物の再使用に関する情報提供、啓発
	を行います。
	● 家庭内で不要になったものはリサイクルショップやネット
	オークション等を活用して次に使う人に受け渡します。
	● 市主催の説明会など、市民参加型のイベントを開催し、リ
	ユースを促進します。
ごみ処理の有料化の検討	ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じて処理費用の有料 化について検討を行います。
	● 今後、2 年連続でごみ排出量が増加した場合は有料化 の検討を行います。

(4)事業系ごみの減量及び適正処理

事業系ごみの排出量は、コロナ禍による経済活動の低迷の影響により若干減少しましたが、今後は社会・経済活動の再開等により増加することも考えられることから、事業者に対して 3R の 徹底を図るよう働きかけます。

具体的な施策						
事業系ごみの減量・適正処理	事業所から排出されるごみの減量及び適正処理の推進に向					
の推進	けた必要な支援を行います。					
	● 商工会等と連携して、事業系ごみの減量及び適正処理に					
	関する情報提供及び啓発を行います。					
事業系の食品廃棄物の削減	飲食店や食品生産者、流通・小売業者等、事業者が排出する					
の推進	食品廃棄物について、事業者自らによる資源化等の取組によ					
	って削減が進むよう、情報提供及び啓発・指導に努めます。					
	● 食品リサイクル推進に向けた周知を強化します。					
	● 再掲)食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削					
	減に取り組む事業者を支援します。					
	● 再掲)フードバンク・フードドライブ事業について、情報収					
	集を行います。					

基本方針2:資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の減少のほとんどは資源の減少によることから、排出抑制、再使用を優先しつつ、再生利用を推進するため、資源分別の徹底を図ります。

資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。				
プラスチック一括回収の対象となる品目について情報提供し、回収率の向上を図ります。分別回収可能な紙類の区別や排出方法などについて、対象を絞った効果的な啓発手法の検討を行います。				
資源回収協力店制度を活用し、資源の回収率の向上を図りま す。				
 ● 資源回収協力店制度の参加店舗数や回収品目の拡大を目指します。 ● 市民に資源回収協力店舗の利用を推奨します。				
使用済小型家電、廃食用油のリサイクルについて、引き続き回				
収を実施し、市民への周知を図るとともに、回収品目の拡充を検討します。				
粗大ごみの解体による金属回収については、引き続き回収を 実施するとともに、効率的な排出手法等について検討します。				

(2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援

本市では、区や町内会が実施する行政回収及び子ども会が実施する集団回収において、資源回収が実施されています。これらを支援し、資源回収の拡充を図ります。

具体的な施策						
行政回収・集団回収事業の推	区・町内会による行政回収及び子ども会等による集団回収を					
進	推進し、資源回収量の増加に努めるとともに、市民が自ら資源					
	を回収することによる意識の向上を図ります。					
	● 引き続き資源回収奨励金を維持します。					
	● 行政回収・集団回収の担い手となるよう意識啓発を行い					
	ます。					
資源拠点回収の拡充	現在 3 カ所で運営している拠点回収箇所における回収品目・					
	回収時間の見直しや、新規の回収箇所の設置について検討					
	し、資源物排出機会の増加に努めます。					
	● 新規回収品目の検討を行います。					
	● 新規回収箇所の検討を行います。					

基本方針3:資源・ごみに関して「知る・知らせる」 しくみを作る

(1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実

ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境 教育を推進していきます。小中学校における「総合的な学習の時間」や生涯学習の場等において、 暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、リサイクルの流れなど、ものを大切にする意 識を育て、ごみ問題について考える機会を拡充するため、環境学習を推進します。

具体的な施策					
環境学習の機会の提供	子どもたちや市民・事業者が、ごみに関する現状を正しく認識				
	し、意識と知識の向上を図るため、学校や地域に対する出前講				
	座やワークショップを行います。				
	● 学校に対する出前講座やワークショップを行います。				
	● 地域に対する出前講座等を行います。				
イベントや意見交換会などの	市の主催するイベント等の機会を利用して、ごみに関する学習				
機会の提供	の機会を提供します。				
	● 環境フェスタにおいて啓発を行います。				
	● 地域における意見交換会の場を通じて情報提供・啓発を				
	行います。				
各種団体とのパートナーシッ	行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協				
プ	議や連携を進め、環境のことを考えた消費活動の普及を図りま				
	す。				
	● 行政と団体、団体間相互の関係を仲介します。				

(2)多様な手段による情報の提供

3R(ごみの排出抑制、再使用、再生利用)やごみの適切な分別排出に関して、わかりやすい情報提供、啓発に取り組むとともに、高齢者世帯や外国人世帯など、情報が届きにくいと思われる市民に対しての情報発信を行います。

具体的な施策	
情報提供機会の複線化	あらゆる層にアプローチを行うため、市民・事業者への情報提供手段の多様化を図ります。 ・ 市のホームページの充実を図るとともに、スマートフォンアプリや動画配信などの新たな情報提供手段について、検討を行います。 ・ SNS 等の双方向の情報交換手段について、検討を行います。
的確な情報提供手段の選択	高齢者世帯や外国人世帯、単身者など、情報が届きにくいと思われる市民に対して、ピンポイントで情報提供をする仕組みを検討します。 ● 高齢者世帯に対して、福祉事務所などと連携した情報提供や支援を行います。 ● 外国人世帯や単身者に対して、学校や勤務先等を通じた情報提供・啓発を行います。

(3)快適なまちづくりへの取組

不法投棄や散乱ごみのない、快適なまちづくりに向けた活動を実施しています。

具体的な施策			
不法投棄防止対策の推進	不法投棄を未然防止するため、監視活動を行い、適切な指導		
	に努めます。		
	● 不法投棄の防止や対策を行うため、市内のパトロールを		
	行います。		
	● 不法投棄の通報があった場合、違反者への指導を行いま		
	す。		
クリーン月間の展開	毎年 5 月に実施している「とよあけクリーン月間」において、環		
	境美化活動に対する支援を実施します。		
	● 「とよあけクリーン月間」において、区や町内会の清掃活		
	動で出たごみを回収する支援を行います。		

基本方針4:資源・ごみを適正に処理する

(1)収集・運搬システムの適正化

当面の間現行の体制を維持し、効率の良い収集運搬体制を確保します。

具体的な施策						
適正な収集運搬の維持	適正で効率的な収集運搬を維持します。					
	● 様々な手段で市民の意向を把握し、分別区分や収集頻					
	度、収集形態の見直しを図ります。					
	● 収集運搬委託業者や許可業者に対して、必要に応じて指 道な行い、冷まで対象的な収集 とかけた かり					
* 7 11 11 11 12 14 0 15 16	導を行い、適正で効率的な収集運搬体制を確保します。					
適正排出指導の実施	ごみ排出に問題がある排出者に対し、必要に応じて指導を行					
	います。					
	● ごみ出しマナーが悪い排出者に対して、適正排出に向け					
	た指導を行います。					
	● 多量排出事業者に対して、減量のための指導を行いま					
	す。					
	充電池や中身の残ったスプレー缶などの危険物の燃えるごみ					
	への混入がないよう、啓発を行います。					
ごみ集積場所の適正管理の促	ごみ出しルールを徹底し、問題のあるごみ集積場所には適正					
進	管理を促進します。					
	● 集積場所の管理状況を把握し、管理の悪い集積場所の					
	分析と効果的な改善方法について研究します。					
	● 不適正排出の目立つ集合住宅等に対して、管理業者・家					
	主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼					
	します。					
自力でごみ出しの困難な市民	高齢者、障がい者など、自力でごみ出しが困難な世帯等に対					
への支援	する支援を検討します。					
	● 福祉部局と連携を図り、支援対象者を把握し、必要な支					
	援内容について検討します。					
特別管理一般廃棄物、適正処	市として収集運搬を行わないタイヤや消火器等の適正処理困					
理困難物への対応	 難物、医療系ごみなどについて、適正な処理方法及び処理先					
	の情報について、周知を図ります。					
	クン川 牧いし、 同和を凶りより。					

(2)中間処理・最終処分システムの適正化

2019 年3月に竣工した東部知多クリーンセンターを中心として、当面の間現行の体制を維持し、効率の良い中間処理及び最終処分体制を確保します。

具体的な施策	
適正な中間処理の維持	中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間
	この体制を維持します。
	● 中間処理施設の安全な運転管理に努めます。
	● 引き続き、焼却灰からのスラグ・メタルの回収により、最終
	処分量の低減に努めます。
適正な最終処分の維持	東部知多衛生組合管内での計画的な処分場の確保を図り、
	組合及び組合構成市町とともに、生活環境への影響の少ない
	処分場整備について、研究・検討を行います。
	● 最終処分場の適正な維持管理に努めます。
	● 埋立対象物の減量・減容に努めます。
環境保全対策の継続	中間処理施設及び最終処分場について、引き続き適正に環境
	保全対策を行います。

(3)ごみ処理システムの運用

具体的な施策				
財政支出の合理的運用	今後、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない			
	場合は、家庭系ごみの有料化について検討を行います。			
新たなごみ処理技術への対応	ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々			
	な技術開発が行われています。新たなごみ処理技術開発につ			
	いて、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。			

3. 将来の処理主体とごみ処理フロー

2033 年度におけるごみの分類毎の処理主体を表 5-4に、ごみ処理フローを図 5-3に示します。

なお、今後本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関 と協議し、見直していきます。

表 5-4 ごみ分類毎の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集·運搬	中間処理 資源化	最終処分
燃えるごみ	排出者	排出者	市及び委託	組合	組合及び
燃えないごみ			委託		ASEC
資源			委託	委託	委託
プラスチック			委託	委託	委託
粗大ごみ			市	組合	組合及び委託

※組合:東部知多衛生組合 委託:民間事業者への委託

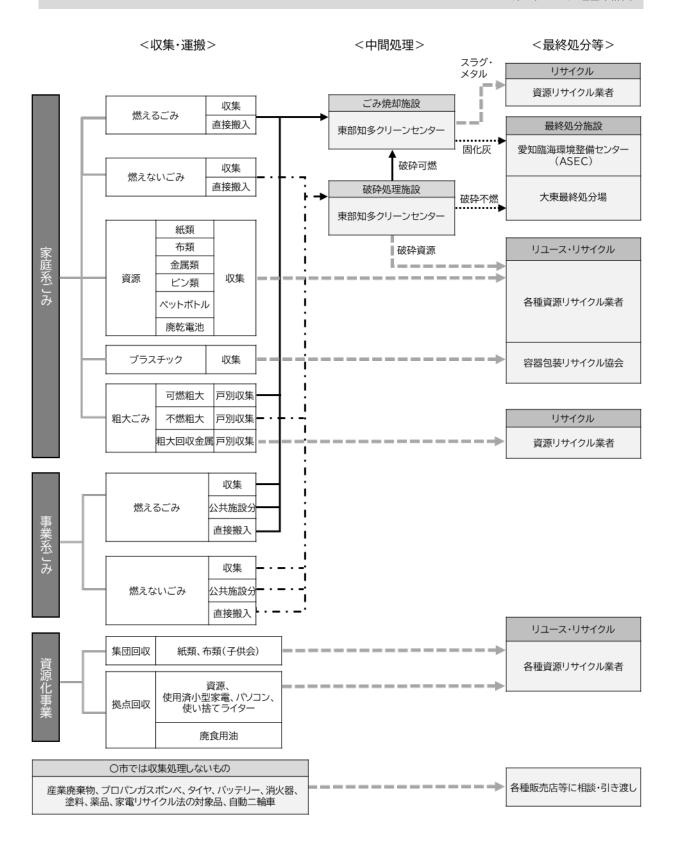


図 5-3 将来ごみ処理フロー(2033年度)

第4節 計画の推進

本計画は、変化する社会情勢に対応し、環境への負荷をできるだけ小さくする「未来へつなぐ資源循環都市とよあけ」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの取組に加えてより一層、市民と事業者、行政が一体となり、協働して取り組む必要があります。このため、市民・事業者・行政の三者が、本計画の基本理念や目標、ごみ処理の現状などを共有し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みを作り、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者に公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていく必要があります。

以下に、計画管理及び実施の概念を示します。

